

御殿場市 第3次地域福祉計画

(社福) 御殿場市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画



* * * 目 次 * * *

I 総 論

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
第2章 御殿場市の現状.....	7
1 人口等の状況.....	7
2 アンケート結果からみた市民意識.....	15
3 地区懇談会からみた市民意識.....	20
第3章 計画の基本的な考え方.....	22
1 基本理念.....	22
2 計画の視点.....	23
3 基本目標.....	24
4 計画の体系.....	26

Ⅱ 御殿場市地域福祉計画（行政計画）

第1章 地域住民としての意識づくり	27
1 地域の連携の強化	28
2 福祉活動への参加の促進	29
3 支え合う意識の高揚	31
4 福祉教育の充実	32
5 ボランティア活動やNPO活動の推進	34
6 専門的な活動のできる人材の確保	36
第2章 地域における福祉の環境づくり	37
1 住みやすいまちづくり	38
2 安全・安心なまちづくり	40
3 要配慮者への支援の充実	41
4 地域に合った取組みの推進	42
第3章 サービスを利用しやすい仕組みづくり	43
1 相談体制の整備	44
2 情報提供体制の整備	45
3 ニーズに応じたサービスの提供	46
4 支援が必要な人への柔軟な対応	48
5 福祉ネットワークの充実	49
第4章 計画の推進に向けて	50
1 社会福祉協議会との連携の強化	50
2 計画の評価・検証	50

Ⅲ 御殿場市地域福祉活動計画（民間計画）

第1章 地域住民としての意識づくり	51
1 地域の連携の強化	51
2 福祉活動への参加の促進	55
3 支え合う意識の高揚	57
4 福祉教育の充実	58
5 ボランティア活動やNPO活動の推進	61
6 専門的な活動のできる人材の確保	64
第2章 地域における福祉の環境づくり	65
1 住みやすいまちづくり	65
2 安全・安心なまちづくり	67
3 要配慮者への支援の充実	69
4 地域に合った取組みの推進	70
第3章 サービスを利用しやすい仕組みづくり	71
1 相談体制の整備	71
2 情報提供体制の整備	73
3 ニーズに応じたサービスの提供	75
4 支援が必要な人への柔軟な対応	79
5 福祉ネットワークの充実	81
第4章 計画の推進に向けて	83
1 御殿場市との定期協議の開催	83
2 地区懇談会の継続的な開催	83
3 計画の評価・検証	83

Ⅳ 資料編

御殿場市地域福祉計画策定懇話会要綱	85
御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定懇話会委員名簿	87

I 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の背景

私たちを取り巻く社会環境は、少子化・高齢化の急速な進行、核家族化などの家族構成の変化、ライフスタイルの多様化等により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下してきているといわれています。また、いじめや不登校、仕事や人間関係のストレスによるうつ病、経済的な理由などによる自殺者の増加、さらには子育てや介護疲れを要因とする虐待や引きこもりなどが新しい社会問題として表面化しています。

一方で、多くの方が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持った暮らしを望んでおり、そのニーズの多様化、増大化が進行し、従来の公的なサービスのみでは対応できない状況が生じているなど、重要な局面に差しかかっています。

市民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現するためには、行政ばかりでなく、市民も自らに関わる問題として知恵を出し合い、これらの課題に対して、早急に解決策を見つけ出すことが求められています。

御殿場市では、平成18年10月に「第1次御殿場市地域福祉計画」（平成18～22年度）、平成23年3月に「第2次御殿場市地域福祉計画」（平成23～27年度）を策定し、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉の推進を図ってきました。

また、御殿場市社会福祉協議会では、平成8年度から地域福祉活動計画づくりに着手し、平成11年3月に「第1次御殿場市地域福祉活動計画」（平成11～15年度）、平成16年3月に「第2次御殿場市地域福祉活動計画」（平成16～21年度）、平成22年3月に「第3次御殿場市地域福祉活動計画」（平成22～27年度）を策定し、市地域福祉計画をはじめとする関連計画との連携を図りつつ、住民との協働により地域福祉の充実に取り組んできました。

本計画では、「御殿場市地域福祉計画」と「御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」とを一体的に策定し、さらなる地域福祉の推進を目指します。

(2) 福祉施策の動向

① 高齢者・介護分野

平成 27 年度から始まった御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画では、今後「団塊の世代」が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）に向けた地域包括ケアシステム*1 の構築が求められています。

② 障害福祉分野

障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法のもとで計画の策定が進められ、障害のある方への地域への移行支援や移行後の生活支援など、地域での受け入れ体制や支援体制の整備が求められており、また成年後見制度への新たな取組みも検討されています。

③ 児童福祉の分野

平成 27 年度にスタートした子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て支援事業計画）のもと、教育・保育の量的・質的な充実を図るとともに、地域子育て拠点支援事業をはじめとする家庭・地域の子育て支援の充実や、ひとり親家庭・障害児・児童虐待防止の取組みが重視されています。

④ 生活困窮者の支援

近年の暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合った場合があります。

複雑な課題を抱えていることにより、現行の制度だけでは自立支援が難しい人に対して、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備するため、生活困窮者自立支援法が平成 25 年に成立し、平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートしました。この制度により、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援の強化が進められています。

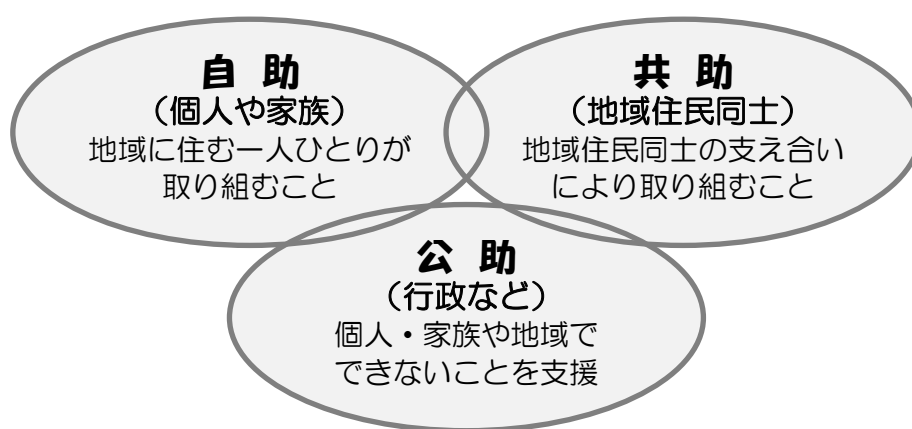
*1 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も住み慣れた自宅や地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の 5 つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

(3) 地域福祉とは

子どもからお年寄りまで、障害の有無、性別や国籍などの違いに関係なく、だれもが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らせるよう、住民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関等が連携し、協働しながら地域全体で生活課題を解決し、一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取組みです。

多くの市民や団体が、ともに助け合い、支え合う福祉社会をつくるためには、公的な福祉サービスである「公助」を充実するとともに、個人や家族の自らの努力による「自助」や、地域住民同士の支え合いによる「共助」の役割が重要となります。



(4) 地域のとらえ方

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

本市における地域福祉活動は、行政区を基本として、自治会（区・組・班）、民生委員児童委員協議会、地域福祉推進委員会などの各種団体が連携して活動を進めています。

しかし、「地域」の範囲は、となり近所や自治会、公民館単位などの「生活の空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域など、地域のとらえ方は家族構成やライフスタイル、年齢などによっても異なります。

そのため、本計画では御殿場市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は御殿場市全体を「地域」ととらえるほか、人の営みや様々な活動が行われる範囲も「地域」としてとらえるなど、活動の取組内容やサービス内容などによって柔軟にとらえていきます。

2 計画の位置付け

(1) 御殿場市地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、御殿場市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、「御殿場市総合計画」を上位計画とする計画であり、御殿場市の目指す将来像を地域福祉の分野から実現するための計画です。

さらに、「御殿場市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「御殿場市障害者計画・障害福祉計画」、「御殿場市子ども・子育て支援事業計画」、「御殿場市健康増進計画」など、既存の各種関連計画における地域福祉分野に関する関連施策を総合的に推進するための施策を示すものです。

◀ 社会福祉法より抜粋 ▶

（市町村地域福祉計画）

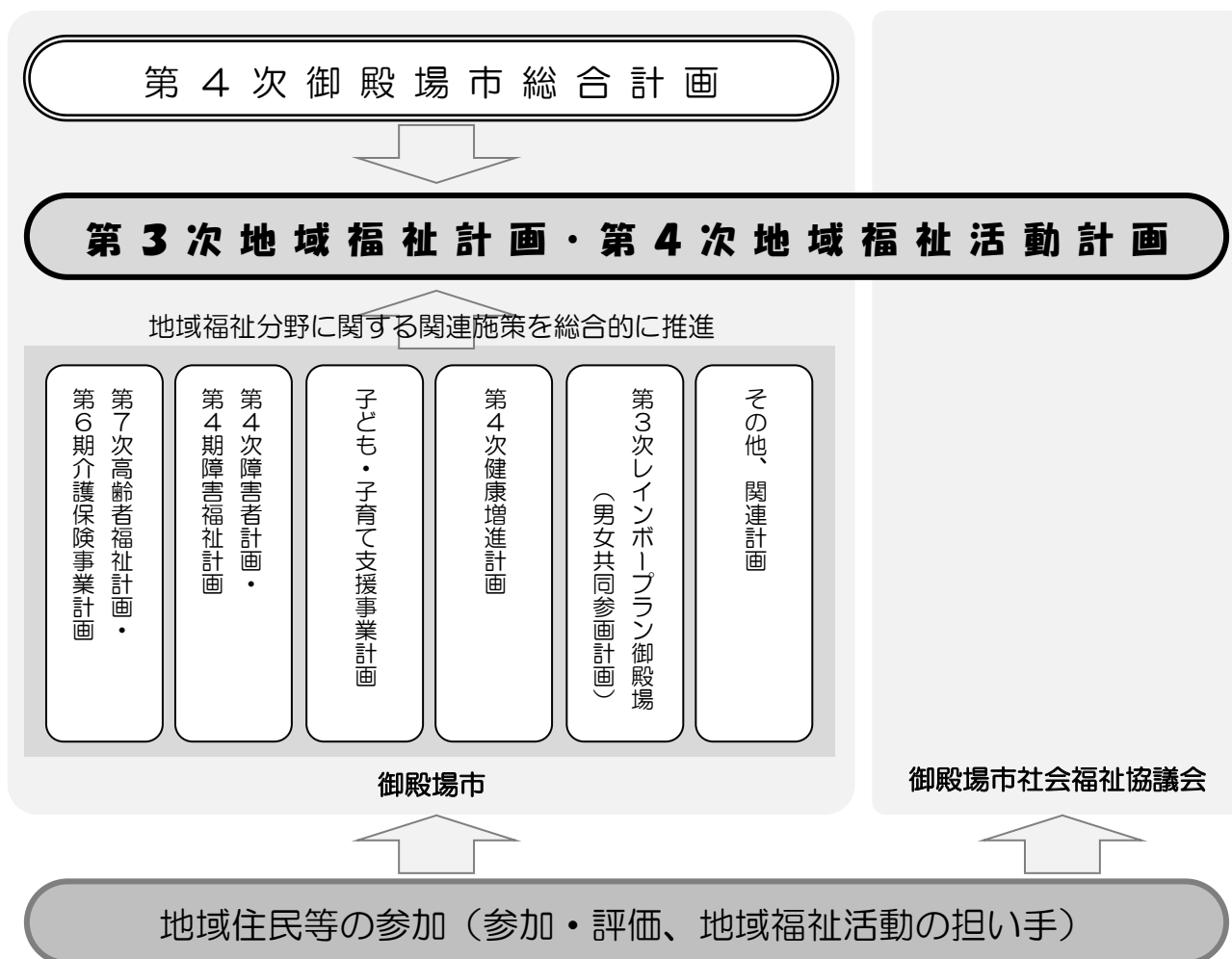
第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は、高齢者や障害のある方を対象とした福祉サービス事業、ボランティア活動の振興など、市民が地域でいきいきと安心して生活をするための活動や地域福祉の事業の主要な担い手づくりや地区福祉委員会の役割、特に各地域がそれぞれの課題を発見して解決していく、自主的、自発的な行動を推進するものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。

4 計画の策定体制

本計画は、策定の段階からの積極的な市民参加と、庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 策定懇話会・策定委員会・庁内会議

本計画を策定するにあたり、学識経験者、福祉団体の代表からなる「御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定懇話会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議し、その意見を計画に反映させています。

また、庁内においては、本計画を策定して地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画に盛り込む施策等について関係各課の検討・調整等を行い、計画案を作成しました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、市民を対象に「地域福祉に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

《 調査の概要 》

(調査対象) 御殿場市在住の15歳以上を対象として無作為抽出

配布数 2,040人 有効回収数 797人 有効回収率 39.1%

(調査方法) 郵送配布 — 郵送回収

(調査期間) 平成27年2月中旬

(3) 地区懇談会の実施

各地区における地域福祉に対する現状や課題を把握するため、市内6地区において「地区懇談会」を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。

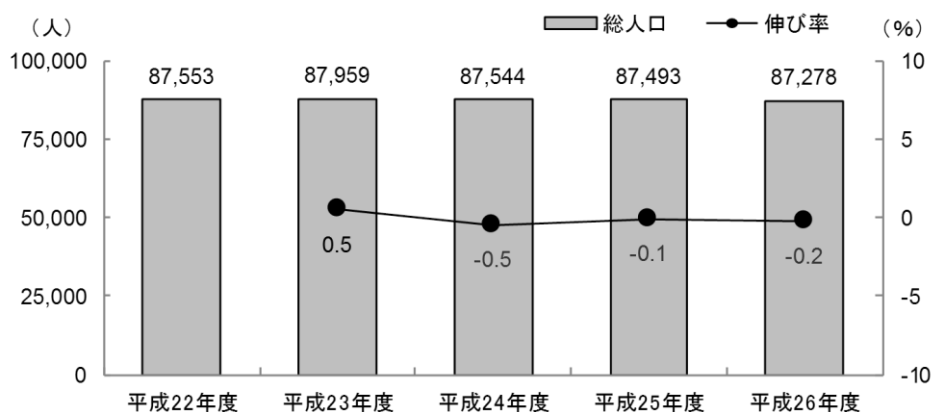
第2章 御殿場市の現状

1 人口等の状況

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口の推移

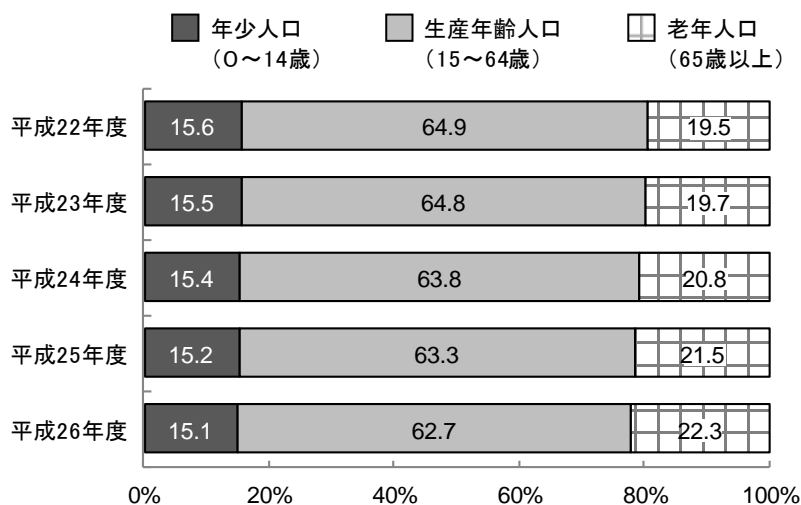
本市の総人口は平成23年度まではやや増加傾向にあったものの、近年はやや減少傾向となっており、平成23年度時点（87,959人）と比べると、平成26年度の総人口は681人減少しています。



資料：市民課データ（各年度3月31日現在）※日本人人口

② 年齢3区分人口の推移

年齢3区分人口の構成比は、年少人口・生産年齢人口の割合は平成22年度以降減少傾向となっています。一方で、老年人口は増加傾向となっており、平成26年度には22.3%と5人に1人以上が高齢者となっています。

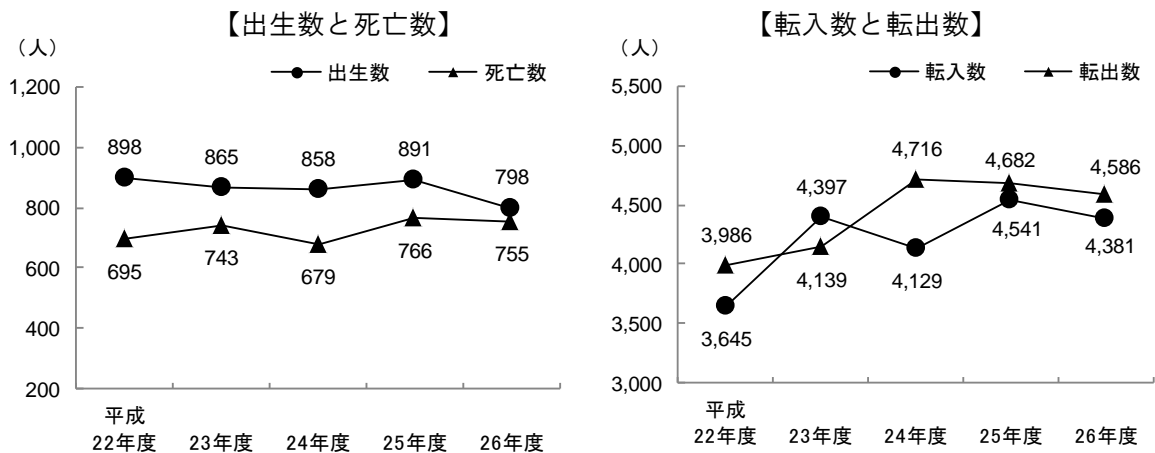


資料：市民課データ（各年度3月31日現在）※日本人人口

③ 自然動態と社会動態

近年の自然動態（出生数と死亡数の推移）をみると、出生数は平成 26 年度に 798 人と、平成 22 年度以降減少傾向にあります。一方、死亡数は平成 22 年度以降、増減を繰り返しています。平成 22 年度以降、出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況となっています。

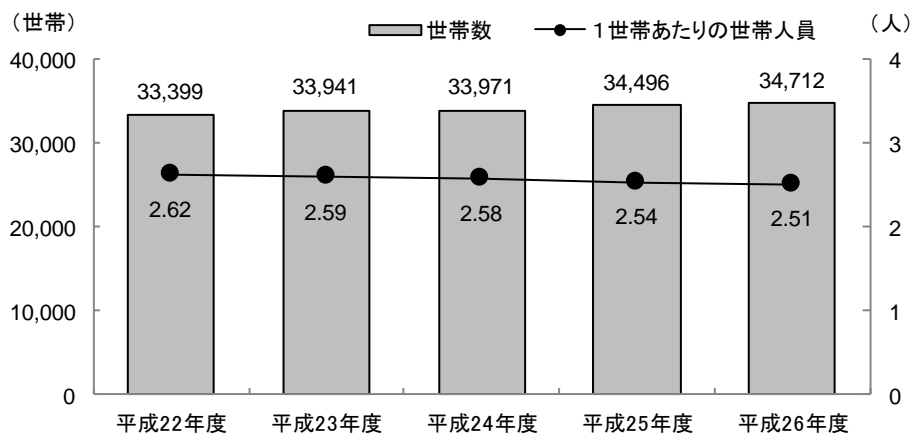
転入数は増減を繰り返してはいるものの、平成 26 年度では 4,381 人と、平成 22 年度に比べ 736 人増加しています。転出数は平成 22 年度以降増加傾向にあったものの、近年ではやや減少傾向となっており、平成 26 年度は 4,586 人となっています。近年では、転出数が転入数を上回る「社会減」の状況となっています。



資料：主要施策報告書（各年度 3 月 31 日現在）

④ 世帯数の推移

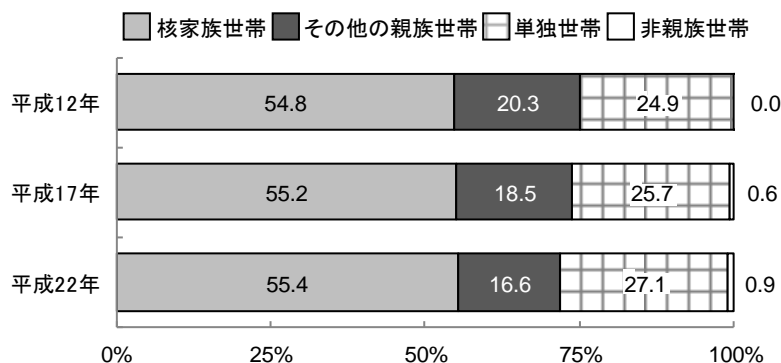
世帯数の推移をみると、平成 22 年度以降、世帯数は増加しているのに対し、1 世帯あたりの世帯人員は減少しており、平成 26 年度では 2.51 人となっています。



資料：主要施策報告書（各年度 3 月 31 日現在）※日本人世帯数

⑤ 世帯構造の推移

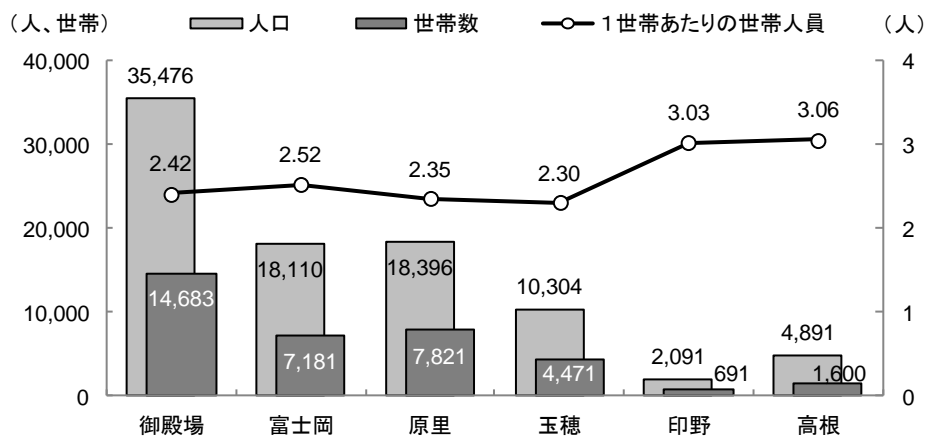
世帯構成比率をみると、単独世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合がその分低下しています。



資料：国勢調査

⑥ 地区別人口・世帯数の状況

地区別の人口及び世帯数の状況をみると、人口・世帯数ともに御殿場地区が最も多く、市全体の約4割を占めています。また、1世帯あたりの世帯人員の状況をみると、印野地区、高根地区で3人を超え、他の4地域に比べて世帯人員は多いことが分かります。

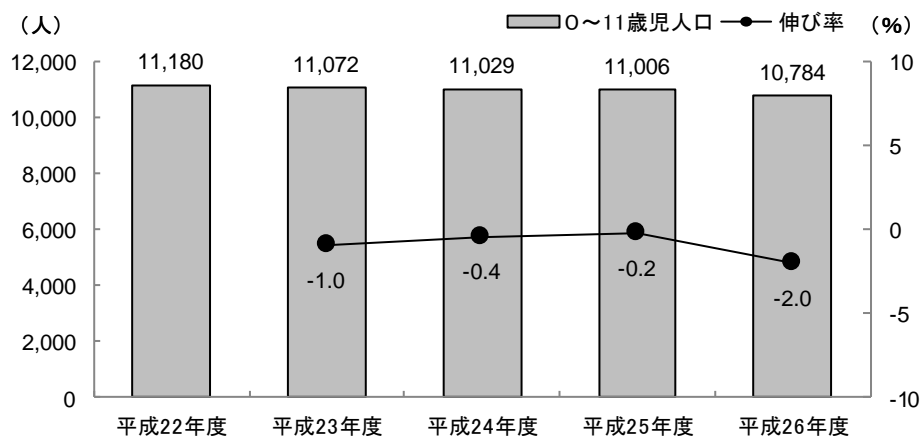


資料：住民基本台帳（平成27年9月30日現在）

(2) 子どもの状況

① 児童数（0～11歳児人口と伸び率）

小学校6年生までの児童（0～11歳児）の人口の推移をみると、平成22年度以降、微減傾向となっており、平成26年度では10,784人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

② ファミリー・サポート・センターの利用状況

ごてんば・おやまファミリー・サポート・センターの利用状況は、平成22年度以降、増加傾向となっています。平成26年度には、委託会員（依頼会員）は512人と平成22年度から約1.3倍、受託会員（提供会員）では136人と平成22年度から約1.4倍となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託会員（依頼会員）（人）	405	431	474	502	512
受託会員（提供会員）（人）	100	120	128	133	136
委受託会員（両方会員）（人）	164	169	168	172	181
利用件数（件）	2,070	1,276	2,662	3,158	2,532

資料：子ども・子育て支援事業計画（各年度3月31日現在）

③ 放課後児童教室の利用状況

放課後児童教室は、平成26年度に1教室が分割され、市内で全16か所となっています。利用児童数は増加傾向にあります。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
放課後児童教室（か所）	11	13	15	15	16
放課後児童教室利用児童数（人）	659	641	653	681	764

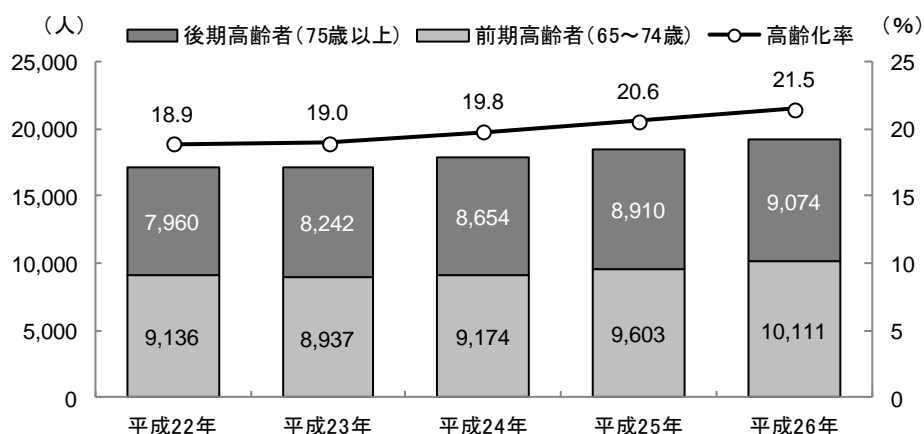
※放課後児童教室は、平成27年度から「放課後児童クラブ」に名称を変更しました。

資料：子ども・子育て支援事業計画（各年度3月31日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者人口

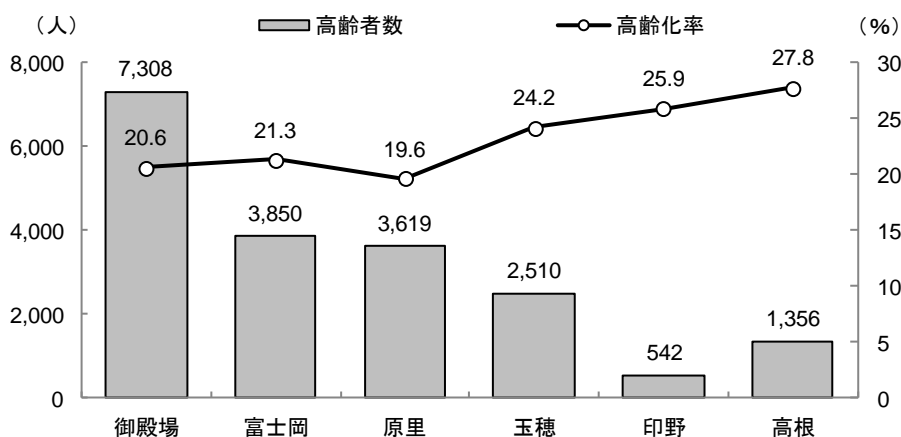
高齢者人口は、団塊の世代が65歳になっており、特に前期高齢者でここ数年増加傾向が顕著になっています。また、高齢化率の推移をみると、平成22年以降上昇傾向が続いており、平成26年10月時点で21.5%になっています。



資料：御殿場市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（各年10月1日現在）

② 地区別高齢者数・高齢化率

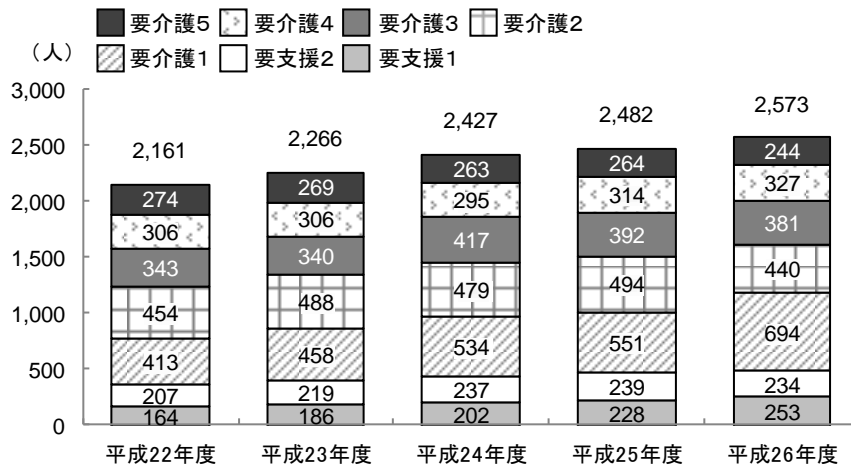
地区別の高齢化率をみると、高根地区（27.8%）、印野地区（25.9%）、玉穂地区（24.2%）が比較的高くなっています。



資料：御殿場市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成26年10月1日現在）

③ 要介護認定状況

要介護（要支援）認定者数は、平成22年度以降増加傾向が続いており、平成26年度末には2,573人となっています。



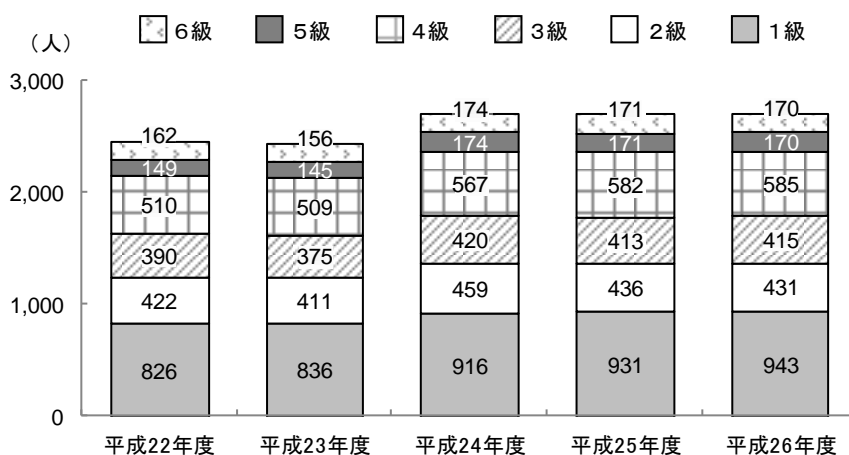
資料：御殿場市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（各年度末現在）
 ※平成26年度のみ、主要施策報告書



(4) 障害のある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

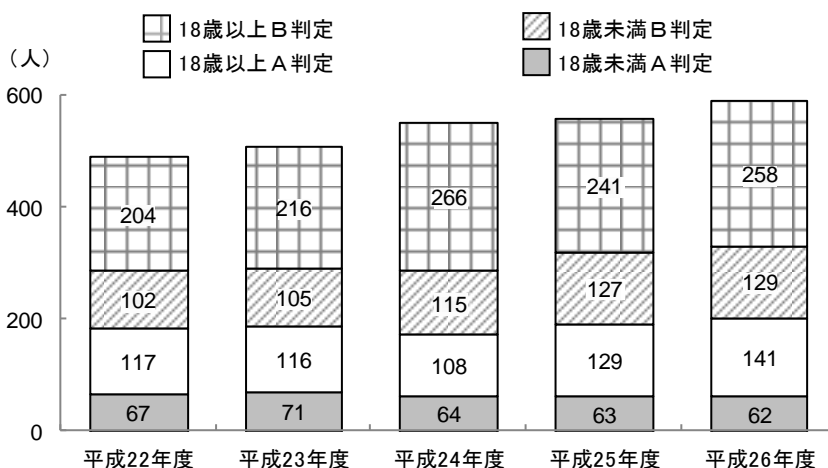
身体障害者手帳所持者については、平成26年度末現在で2,714人であり、平成22年度から平成26年度の4か年で255人の増加がみられました。障害の等級では、1級が最も多く943人と全体の3割を超えています。



資料：御殿場市第4期障害福祉計画（各年度末現在）
※平成26年度のみ、主要施策報告書

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者については、平成26年度末現在で590人であり、平成22年度から平成26年度の4か年で100人増加しました。障害の判定別では、A判定（重度）よりもB判定（中・軽度）が多く、全体の6割以上を占めています。

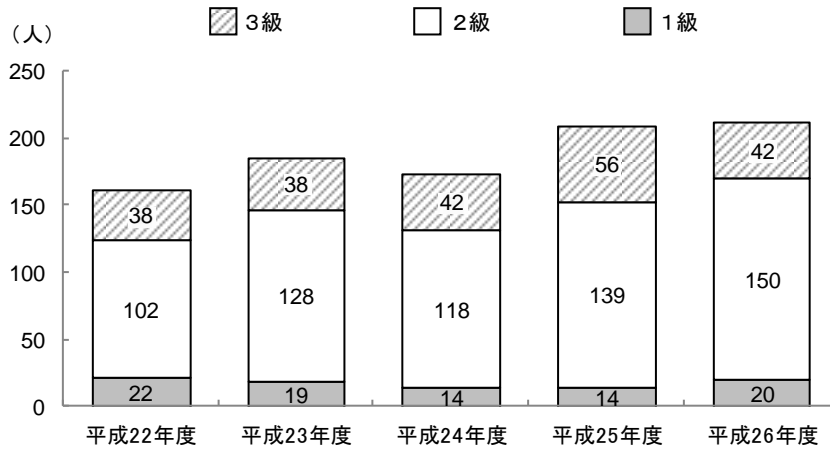


資料：御殿場市第4期障害福祉計画（各年度末現在）
※平成26年度のみ、主要施策報告書

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成 26 年度末現在で 212 人であり、平成 22 年度から平成 26 年度の4か年で 50 人の増加が見られました。

障害の等級別では、2 級が 150 人と最も多く全体の約 7 割を占めています。



資料：御殿場市第 4 期障害福祉計画（各年度末現在）
※平成 26 年度のみ、主要施策報告書



2 アンケート結果からみた市民意識

(1) 調査概要

① 調査の目的

市民の地域福祉に対する意識や、地域福祉活動への参加状況などの現状と課題などを尋ね、「第3次御殿場市地域福祉計画」及び「第4次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するための基礎資料にすることを目的に実施しました。

② 調査の方法

《調査対象》 御殿場市在住の15歳以上を対象として無作為抽出

配布数 2,040人 有効回収数 797人 有効回収率 39.1%

《調査方法》 郵送配布 — 郵送回収

《調査期間》 平成27年2月中旬

③ 回答者の属性

《性別》

	男性	女性	無回答
人数(人)	327	449	21
構成比(%)	41.0	56.3	2.6

《年齢》

	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上	無回答
人数(人)	50	73	142	137	179	66	132	17	1
構成比(%)	6.3	9.2	17.8	17.2	22.5	8.3	16.6	2.1	0.1

《居住地区》

	御殿場	富士岡	原里	玉穂	印野	高根	わからない	無回答
人数(人)	374	149	123	81	10	52	5	3
構成比(%)	46.9	18.7	15.4	10.2	1.3	6.5	0.6	0.4

④ 調査結果をみる際の注意事項

※回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してある。

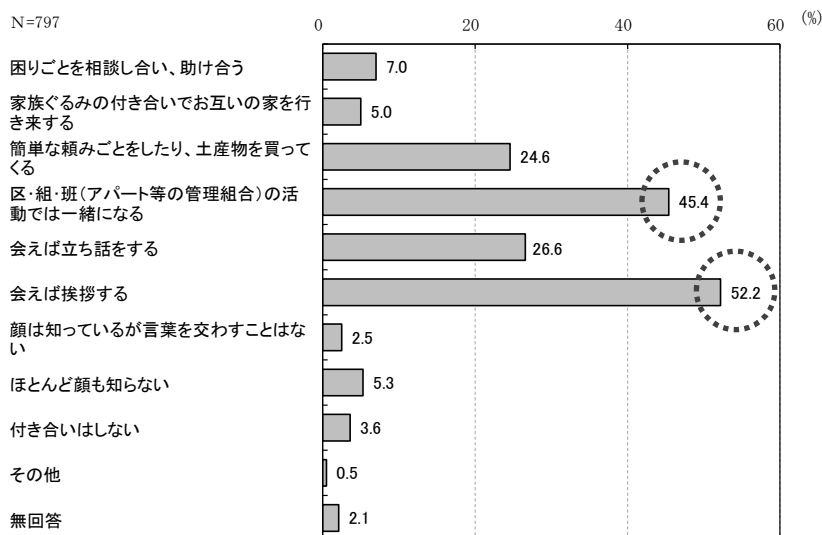
※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100%にならないことがある。

※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

(2) 地域でのコミュニケーションについて

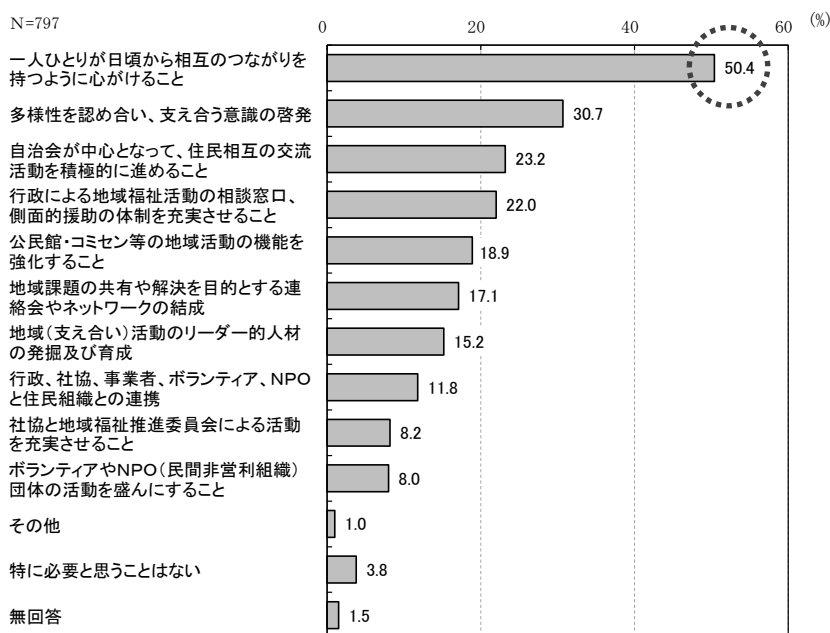
① 隣近所の人とお付き合いの程度

近所付き合いの程度は、「会えば挨拶する」が半数以上と最も高く、次いで「区・組・班（アパート等の管理組合）の活動では一緒になる」となっています。



② 地域での支え合い活動を進めるために必要なこと

地域での支え合い活動を進めるためには、「一人ひとりが日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が約半数と最も高く、次いで「多様性を認め合い、支え合う意識の啓発」、「自治会が中心となって、住民相互の交流活動を積極的に進めること」などと続いています。

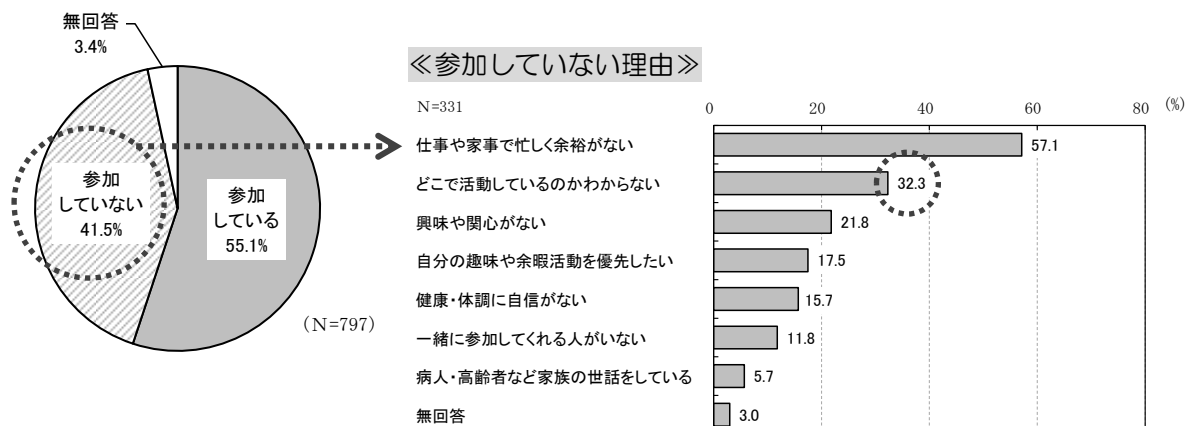


日頃からの住民同士のつながりが大切だと感じている人が多いものの、現状では、あいさつ程度の形式的な付き合いが半数以上を占めています。地域との“つながり”を構築していくために、身近な近所での付き合い方を見直していく必要があります。

(3) 地域活動への参加について

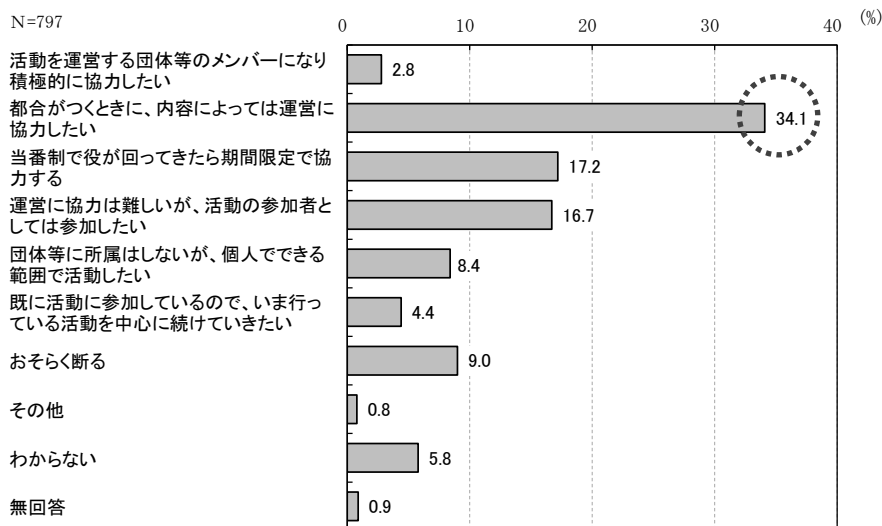
① 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況は、「参加している」が半数以上を占めているものの、「参加していない」が4割以上を占めています。その理由として、「仕事や家事で忙しく余裕がない」が最も多くなっているものの、「どこで活動しているのかわからない」が3割以上を占めています。



② 今後の地域活動への参加

今後の地域活動への参加については、「都合がつくときに、内容によっては運営に協力したい」が3割以上と最も高くなっています。

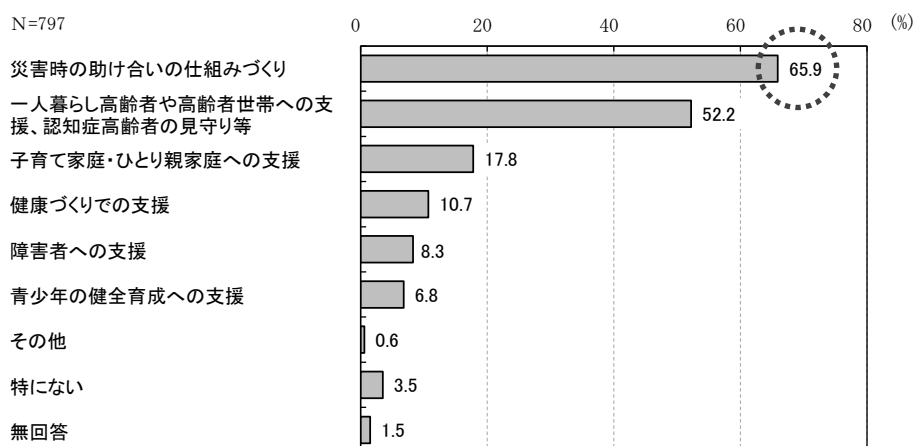


地域活動への参加状況は半数を超えて高いものの、未参加者のうち、3割以上が活動内容を知らないために参加できていないことから、活動内容や活動への参加方法等についての周知を図ることで、参加者の増加が見込まれます。

(4) 地域福祉の推進について

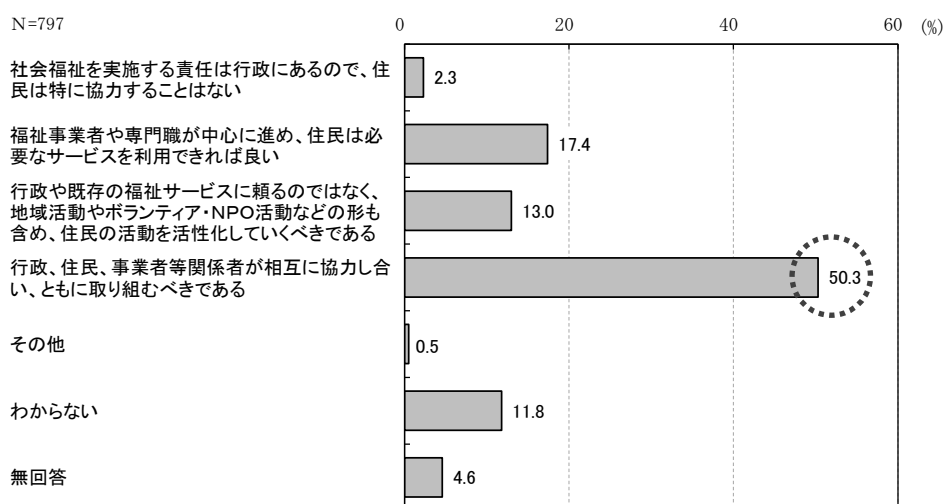
① 住民相互の助け合い活動として必要な取組み

住民相互の助け合い活動として必要な取組みについては、「災害時の助け合いの仕組みづくり」が6割以上と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援、認知症高齢者の見守り等」となっています。



② 地域福祉の推進等を図る上での行政等との関係に対する考え方

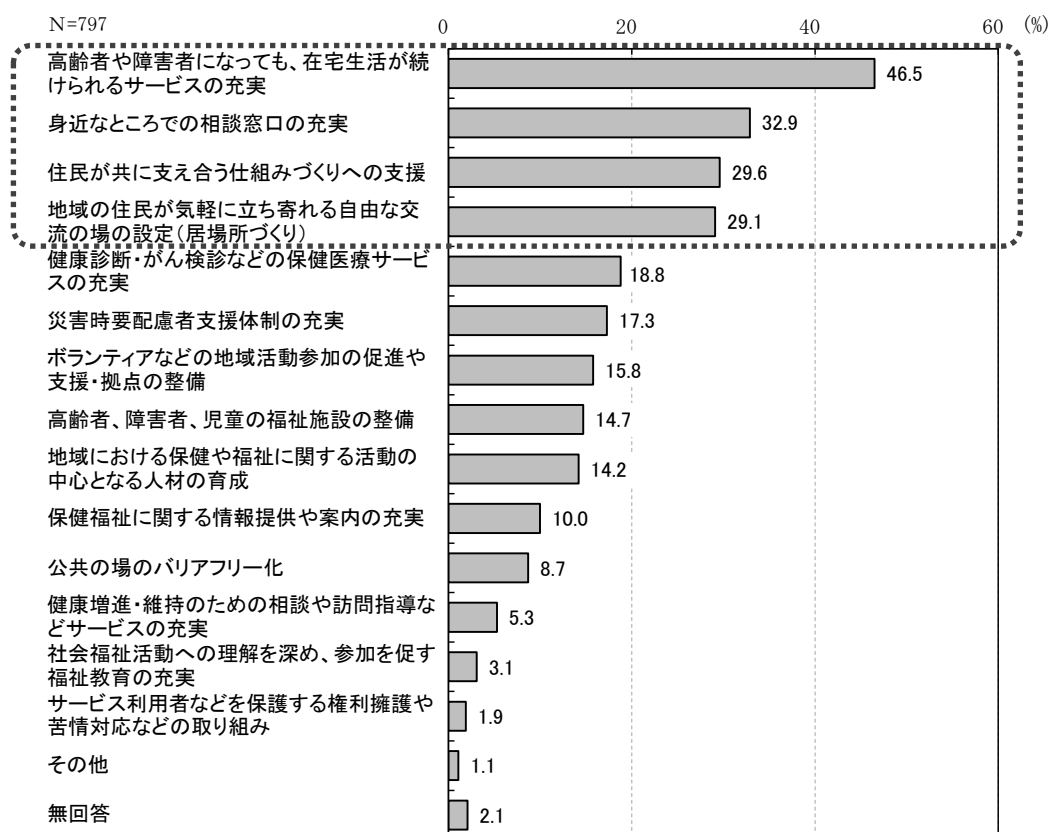
地域福祉の推進等を図る上での、行政と地域住民、福祉サービス事業者（社会福祉協議会含む）等との関係についての考えは、「行政、住民、事業者等関係者が相互に協力し合い、ともに取り組むべきである」が約半数と最も高くなっています。



行政と住民、事業者等との協働での取組みが必要であり、また、地域住民相互の助け合いが災害時の対応に必要であると考えの人が多くなっています。住民を巻き込んだ協働の取組みを推進していくとともに、災害などの緊急時の対応に向けて、日頃からの地域との付き合いが効果を発揮することについて周知していく必要があります。

③ 市が優先して取り組むべき施策

市が優先して取り組むべき施策については、「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が4割以上と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」、「地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定（居場所づくり）」などと続いている。



行政の推進していくべき項目として、福祉サービスの充実とともに、相談体制の充実、住民相互の助け合い体制への支援、居場所づくりなどが挙げられています。

サービスや相談事業等を実施していても、そのサービス等が周知されていない状況もあることから、支援が必要な人に必要な支援が適切に行われるよう、各事業等に関する情報提供の充実が必要です。

また、地域との“つながり”を持ち、地域住民が相互に、困った時に気軽に相談したり助け合える関係性を持てるよう、日頃から気軽に交流できる場や機会の提供が必要です。



3 地区懇談会からみた市民意識

(1) 実施概要

① 実施目的

各地区における地域福祉に対する現状や課題、問題点とその解決方法について意見をいただき、「第3次御殿場市地域福祉計画」及び「第4次御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するための基礎資料にすることを目的に実施しました。

② 実施概要

《対象地区》 市内6地区

〔 御殿場地区、富士岡地区、原里地区、玉穂地区、印野地区、高根地区 〕

《参加団体》 各地区関係団体から選出

〔 区長、区役員、民生委員児童委員、主任児童委員、地域福祉推進委員会役員、
団体役員（婦人会・老人クラブ・身体障害者福祉会・手をつなぐ育成会・精神障害者福祉会）、
PTA、ボランティア など 〕

《実施状況》

地域	日時	会場	出席者
御殿場地域	平成 26 年 11 月 17 日（金） 19：00～21：00	市役所	15 人
富士岡地域	平成 26 年 10 月 23 日（木） 19：00～21：00	富士岡支所	8 人
原里地域	平成 26 年 11 月 16 日（木） 19：00～21：00	原里支所	11 人
玉穂地域	平成 26 年 10 月 28 日（火） 19：00～21：00	玉穂支所	10 人
印野地域	平成 26 年 11 月 15 日（水） 19：00～21：00	印野支所	11 人
高根地域	平成 26 年 11 月 16 日（木） 13：30～15：30	高根支所	15 人

(2) 共通課題と取組みのヒント

市民それぞれが、地域やそこに住む住民への関心を高めることが必要であるという意見が多く、そのための方法として、下記の6点が挙げられました。

① 教育（家庭教育、地域教育など）

地域との交流の第一歩である“あいさつ”については、まず家庭での教育・実践が必要です。最も身近な場である家庭での変化が、ゆくゆくは地域全体の変化につながると考えます。

② 情報提供

高齢者や障害を持つ人などの支援が必要な人について、認識はしていてもどのように支援してよいか分からない人が多いことから、各種サービスや相談機能などの周知・PRが必要です。しかし、その情報提供の方法についても、広報・回覧板だけでは情報が伝わりにくい現状があるため、提供手段も工夫や新しいアイデアが必要です。また、各地域や団体での好事例を調査・研究し、他地域・団体に実践してみるなど、他での取組みを広く周知していくことが必要です。

③ 子どもへのアプローチ

地域活動やボランティア活動等への参加者が高齢化・固定化している現状があります。子どもが参加すれば自ずと親も参加するという意見が多いことから、まず子どもが参加しやすい活動や集まりの場を設け、親の参加を促すことが必要です。

④ 高齢者の力の活用

少子化・高齢化の影響により、地域の次代の担い手となる若者が減少している一方で、元気な高齢者は増加しています。高齢者には長年の経験で得た知識や技術があることから、それを活かせる場を設けるなど、活用していく必要があります。また、それが高齢者自身の生きがいや、健康寿命の延伸にもつながると考えます。

⑤ 近所付き合い（声掛け・見守り）

少子化・高齢化や共働き世帯の増加により、ひとり暮らし高齢者だけでなく、日中一人で過ごしている子どもや高齢者も増加しています。日頃からの近所付き合いが見守りになり、地域の目となって防犯や防災につながると考えます。また、声掛けをしやすい環境をつくっていくためには、地域の中において、高齢者から子どもたち、子育て中の親などが多世代で交流できる場を設けることが必要です。

⑥ 連携（活動団体同士、行政との連携など）

様々な活動団体が存在してそれぞれに活動していますが、活動参加者の固定化や高齢化の問題や少子化などによる担い手の減少など、様々な問題を抱えています。今後の状況も考えると、それぞれの活動団体が横に連携し、広い視野で地域課題の解決を図ることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域の福祉ニーズは増大・多様化を続けており、従来から行政が取り組んできた基本的役割である公平・公正・安定を原則とする社会福祉の枠組みでは、市民ニーズに答えられない状況が生じています。こうした中、新しい社会福祉の理念である“個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や性別・年齢に関わらず、安心して、その人らしく生活が送れるよう自立支援する地域社会”を実現するための必要性が求められています。

地域福祉活動は、行政だけが進めても地域に密着したきめ細かな福祉サービスを市民に提供することはできません。これからの福祉活動は地域ごとに市民、企業、市などが、お互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

これらに対応するため、本計画では、「だれもが住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念として地域福祉計画・地域福祉活動計画とともに掲げ、市民の皆さんと協働して、その実現を目指します。

基本理念

だれもが住み慣れた地域で、 安心して、いきいき暮らせるまち

第四次御殿場市総合計画 ～ 緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場 ～

総合計画では、健康福祉分野において下記の方針等を定め、誰もが希望を持って明るく健康に暮らすことができるように、社会福祉の充実を図り、地域で支え合う健やかな福祉のまちづくりを進めています。

政策の方針 2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり 《健康福祉分野》

【地域福祉関連項目の施策の方向】

- 子育てしやすい環境づくりの推進（子育て環境の向上）：“真の子育て日本一”を目指した、地域で子どもを見守る仕組みや預けやすい環境の確立など
- 支え合う地域福祉の構築：地域と行政の連携による福祉サービスの提供、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域社会の構築など
- 安心できる高齢者福祉の充実：住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくりの促進
- 自立に向けた障害者福祉の充実：自立支援や社会参加の促進

2 計画の視点

本計画の基本理念である「だれもが住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち」の実現に向けて、【Ⅱ 地域福祉計画】に様々な取組み、【Ⅲ 地域福祉活動計画】に具体的な活動内容を示しています。これらに基づき、具体的な事業計画の策定などにあたっては、次に掲げる3つの視点を考慮して、柔軟で効率的な事業展開に努めます。

(1) 市民参加の視点

地域福祉の推進にあたっては、市民が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要です。

そのため、地域住民の主体的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図るとともに、行政が何とかしてくれるという意識から、住民一人ひとりが地域の一員として行政と協働して地域の課題に取り組むことができるような意識づくりを推進します。

(2) 利用者主体の視点

支援や介護が必要になった場合においても、安心して、その人らしく暮らしていくためには、住み慣れた地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスを受けられることが必要です。

そのため、生活課題を総合的かつ継続的に、正確に把握するとともに、適切なサービスが効果的に提供される支援体制の構築に努めます。また、判断能力が十分でない人でも、適切に制度やサービスが利用できるよう、権利が守られるようサポート体制の構築を推進します。

(3) ネットワーク化の視点

地域福祉の範囲は、福祉、保健、医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたります。

そのため、福祉、保健、医療の総合化や多様なサービス提供者の間のネットワーク化はもとより、生活関連分野との連携を強化し、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に供給されるようなネットワークの構築を推進します。



3 基本目標

基本理念の実現のためには、市民だれもがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。そのためには、市民一人ひとりができること、地域でともに助け合えること、市がすべきことを、それぞれの立場で考え行動することが求められています。

地域における生活課題の共有化や情報の公開を積極的に進めるとともに、何ができるのかを明らかにし、共通理解を深め、行動へとつなげていくため、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 地域住民としての意識づくり

日常生活圏での人々のつながりや支え合い、そして課題への取組みが一人ひとりの暮らしを守り、豊かにしてくれます。

しかし、本市でも近年では、かつてあった助け合いや支え合いの仕組みが機能しにくい地区や、地域活動へ参加していない人も増えています。また、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題として挙げられます。

他市町からの転入者も含めて市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるようにし、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

《施策の方向》

- (1) 地域の連携の強化
- (2) 福祉活動への参加の促進
- (3) 支え合う意識の高揚
- (4) 福祉教育の充実
- (5) ボランティア活動やNPO活動の推進
- (6) 専門的な活動のできる人材の確保



基本目標2 地域における福祉の環境づくり

核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加などにより、児童虐待の防止やひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域での支え合いや助け合いの必要性が増しています。また、地域のすべての人が犯罪や事故、災害の不安がない、安全で安心な生活を送ることができるよう、地域と行政が協働し、防犯や交通安全活動、防災体制づくりを進めることが求められています。

しかしながら、地域の防災訓練の参加者は固定化しており、いつも同じ人しか参加していない状況なども見受けられます。自治会を中心として、地域福祉推進委員や民生委員児童委員などとともに、市民自らが地域福祉の主体となって、支え合い、助け合いの活動を推進できるような支援を行います。

《施策の方向》

- (1) 住みやすいまちづくり
- (2) 安全・安心なまちづくり
- (3) 要配慮者への支援の充実
- (4) 地域に合った取組みの推進



基本目標3 サービスを利用しやすい仕組みづくり

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまちであるためには、支援の必要な時に、必要な支援が素早く、的確に得られることが重要であり、そのためには市民のニーズをなるべく早く正確に把握する仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。

しかし、相談窓口を設置しても、様々な理由で相談することができない市民も少なくはありません。また、行政の福祉サービスだけでは、複雑多様化する市民ニーズに対応しきれなくなっている状況もあります。

関係機関や団体等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

《施策の方向》

- (1) 相談体制の整備
- (2) 情報提供体制の整備
- (3) ニーズに応じたサービスの提供
- (4) 支援が必要な人への柔軟な対応
- (5) 福祉ネットワークの充実

4 計画の体系

基本理念

だれもが住み慣れた地域で、
安心して、いきいき暮らせるまち

計画の視点

市民参加の視点 ・ 利用者主体の視点 ・ ネットワーク化の視点

基本目標1 地域住民としての意識づくり

施策の方向

- (1) 地域の連携の強化
- (2) 福祉活動への参加の促進
- (3) 支え合う意識の高揚
- (4) 福祉教育の充実
- (5) ボランティア活動やNPO活動の推進
- (6) 専門的な活動のできる人材の確保

基本目標2 地域における福祉の環境づくり

施策の方向

- (1) 住みやすいまちづくり
- (2) 安全・安心なまちづくり
- (3) 要配慮者への支援の充実
- (4) 地域に合った取組みの推進

基本目標3 サービスを利用しやすい仕組みづくり

施策の方向

- (1) 相談体制の整備
- (2) 情報提供体制の整備
- (3) ニーズに応じたサービスの提供
- (4) 支援が必要な人への柔軟な対応
- (5) 福祉ネットワークの充実

Ⅱ 地域福祉計画

第1章 地域住民としての意識づくり

地域福祉活動を進めるにあたり、私たちは地域の一員であることを自覚しなければなりません。その第一歩は、あいさつです。まちですれ違ったとき、性別や年齢に関係なくあいさつを交わし、親しく付き合うことができるように、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めるとともに、となり近所との助け合いの精神を取りもどす必要があります。特に、向こう三軒両隣では、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切になるため、となり近所のきずなを深めていきます。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。そのため、家庭、地域、学校などが連携して、子どもたちの思いやりの心を育みます。

大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。そのため、きっかけづくりを中心に福祉のことをもっと知ってもらう手助けをしていきます。

こうした中、地域で活動する団体が増えてきていますが、リーダー的役割を担う人が不足しています。そのため、様々な機会を捉えてリーダーの発掘と育成を行いながら、地域福祉のリーダーを育てます。

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。そのため、ボランティアやNPOの活動を推進していきます。

また、社会環境の変化に伴い、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。そのため、保健・福祉の専門的な活動のできる人材の育成を支援します。



1 地域の連携の強化

《現状と課題》

アンケート調査では、普段の近所付き合いの状況について、多くの人が「会えば挨拶する」、「区・組・班（アパート等の管理組合）の活動では一緒になる」、「会えば立ち話をする」と回答していますが、年齢別にみると30歳未満の人では「ほとんど顔も知らない」や「付き合いはしない」などの回答も多くなっています。

また、近所付き合いについての考え方でも、年齢が低いほど「あいさつ程度で十分」などの回答が多く、となり近所との関わりやつながりをあまり求めておらず、形式的な付き合いを望む人が増えています。

地域住民の連帯感が希薄化している中で、あいさつはお互いを認め合い親しく付き合うための基本的な行動です。「気持ちよくあいさつできるまち」をつくるのが地域福祉を推進する原点だと考えます。こうした身近なところからコミュニケーションを図ることにより、助け合いの精神を醸成し、住民のきずなを深めていく必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 性別や年齢などに関係なく、恥ずかしがらずに大きな声であいさつや声かけを積極的に行いましょう。
- ひとり暮らし高齢者などの話し相手になりましょう。
- 回覧などの連絡事項は、できるだけ手渡しとし、顔を合わせる機会を増やしましょう。
- とおり近所で困っていたら助け合いましょう。
- 高齢者や転入者などに声をかけ、親しくなりましょう。

市が取り組むこと【公助】

- あいさつ運動の推進など、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めます。
- 学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、教職員、PTAによる子どもたちへのあいさつを積極的に行います。
- とおり近所との交流が深められるよう、気軽に集える居場所づくりを進めます。
- 地域の大人と子どもが交流できる環境（居場所づくり）の整備を推進します。
- 各事業において世代間の交流を積極的に進めます。

2 福祉活動への参加の促進

《現状と課題》

地域の交流機会に参加することも地域福祉を推進する上で大切なことです。引きこもりや孤立しやすい人々が地域住民とふれあうことにより、社会とのつながりができ、必要な支援やサービスを受けるきっかけとなります。

アンケート調査では、地域での支え合い活動を進めるために必要なことでは、「一人ひとりが日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が約半数を占め、最も高くなっており、地域における支え合いや助け合い活動のためには日頃からのつながりが大切だと感じている人が多いことが分かります。

しかしながら、本市における市民の交流の場や機会は少なくなる傾向にあり、自治会への未加入者の増加や防災訓練の参加人数の固定化・減少など、地域活動への参加や関与を嫌う人も増えてきています。

市民のつながりを深めていくためには、私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。

また、関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉への理解を深め、行動するきっかけづくりを進める必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 地域のことに関心を持ちましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
- 学校の授業や行事等に協力するなど、同じ地域住民として少しでも地域に貢献できるように心がけましょう。
- 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 高齢者、障害のある人、外国人などに対する福祉活動への参加を、積極的に呼びかけましょう。
- 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。
- 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 福祉活動への参加に対する市民の意識が高まるように、情報提供を充実します。
- 高齢者や障害のある人への理解と交流を深めるように、情報を提供します。
- 学校の授業や行事等を利用して、子どもと地域の人との交流を進めます。
- 福祉を理解できる講座等を充実します。
- 市ホームページ等で、外国人のために様々な情報を提供します。
- 地域活動団体に対して、円滑な活動の支援に努めます。
- 地域活動団体からの要望や意見を聞く機会の確保に努めます。
- 各団体間の情報交換や交流機会の充実に努めます。



3 支え合う意識の高揚

《現状と課題》

高齢者や障害のある人への理解が深まり、ノーマライゼーション*2という概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。

また、近年では児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力が社会問題になっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかと危機感も指摘されています。

市では、高齢者に対する虐待の防止や尊厳の保持を進めるため、また、児童や障害のある人への虐待を防止するため、相談業務や成年後見制度の利用を促進するとともに、市の窓口での相談・通報を受け付けるのはもちろんのこと、虐待を発見した人が速やかに相談・通報できるよう、民生委員児童委員や関係機関等と連携し、要保護児童対策地域協議会の充実を図っています。

私たちは同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくる必要があります、そのためには支え合う意識を高めることが大切です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）を実践するように努めましょう。
- 高齢者や障害のある人への理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行政や関係機関に通報・相談しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 心のユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。
- 支え合う意識を高めるための講座を開催します。
- 子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校における人権教育の充実を図ります。

*2 ノーマライゼーション

障害がある人もない人も、だれでも参加でき、普通に暮らせる社会を目指すという理念。

4 福祉教育の充実

《現状と課題》

子どもの学びの場は、家庭、地域、学校などと多岐にわたっています。地域福祉が自助、共助、公助を軸としていることから、これら子どもの学びの場と地域福祉は大きな関わりを持っています。

アンケート調査の自由意見では、「子どもの頃からの障害等への理解を深めるため、詳しく伝えていく必要がある」などの意見があり、子どもの頃からの福祉教育の重要性が指摘されています。

また近年では、少子化・核家族化などの進行に伴い、児童や生徒が家庭で乳幼児や高齢者などとふれあう機会が減っていることから、家庭、地域、学校が連携して体験や交流を通じて思いやりの心を持った子どもたちを育成していくことが必要です。

家庭において親から子へと地域福祉教育が行われるために、親を対象とした地域福祉に関する勉強会を実施していくとともに、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行っていく必要があります。

ひとりでも多くの方が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供していく必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 家庭で基本的な生活習慣を身につけましょう。
- 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
- 学校評議員制度などを活用しながら、学校運営に地域の意見を反映させましょう。
- 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。
- 地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して福祉の知識を身につけましょう。
- 福祉活動へ参加する仲間づくりを進めましょう。
- 地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 総合的な学習の時間などを活用して、学校での福祉・ボランティア教育、福祉・ボランティア体験活動に取り組みます。
- 子ども会行事や地域での集まり、イベントなどに、子どもの参加を促します。
- インクルーシブ教育システム*3の構築に向けた体制づくりを進め、教育と福祉の連携強化を図ります。
- 学校行事への市民の参加を呼びかけ、交流を深めます。
- 子どもたちを対象にした講座や勉強会などを開催し、福祉意識の啓発に努めます。
- 各種講座や講演会などを開催し、市民の福祉に対する理解を深めます。
- 生涯学習などを通じて、大人のための福祉学習を支援します。



*3 インクルーシブ教育システム

障害のあるなしに関わらず、ともに学び合い、(できるだけ同じ場所で) それぞれの子どもが学習や諸活動に充実した時間を過ごすこと。

5 ボランティア活動やNPO活動の推進

《現状と課題》

地域福祉を推進していく原動力の一つにボランティアがあります。ボランティアが活躍する分野は様々ですが、ボランティアを通じて相手の立場に立って物事を考える姿勢や社会貢献の意識を醸成することができ、地域福祉の意識の醸成へもつながります。

アンケート調査では、地域活動の参加状況として「参加している」が半数以上となっているものの、4割以上の人不参加の状況となっています。その理由としては、「仕事や家事で忙しく余裕がない」が最も多くなっているものの、「どこで活動しているのかわからない」の回答も3割以上を占めています。

また、地域活動への参加については、「都合がつくときに、内容によっては運営に協力したい」が3割以上を占めて最も高くなっており、地域活動への参加意向のある人が多くなっています。

地域において福祉活動を行っている団体は、地区社会福祉協議会を始め、NPO、ボランティア団体、障害者団体、町内会、婦人会、老人クラブ、自主防災組織などがあり、様々な活動を行っています。また、取り組んでいる分野も、高齢者や障害者の支援、防災・防犯、地域の清掃・美化など多岐にわたっていますが、PRが十分に行えないため、どんな団体があり、どんな活動をしているのか十分知られていない団体もあるのが現状です。

今後も、ボランティアやNPO活動が果たす役割はますます重要となるため、ボランティアやNPOのみならず、市や社会福祉協議会も活動情報を提供し、活動内容をPRするなど、協働・連携して取り組むことが大切です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- ボランティアやNPOの活動に関心を持ちましょう。
- 自分ができることからボランティア活動をはじめましょう。
- 各種広報やホームページなどを利用して、活動に必要な情報を入手しましょう。
- 行政等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。
- 今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 実際に行われている市民活動の内容等について情報発信に努めます。
- 企業に対し、ボランティアに参加しやすい環境づくりを働きかけます。
- 福祉サービス等へのNPOの参入促進に努めます。
- 手話通訳などの専門的知識、技術を有するボランティアの養成に努めます。
- ボランティアコーディネーター*4養成講座を開催するなど、適切な判断と対応ができるコーディネーターの養成に努めます。
- 地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成に努めます。
- 学校に積極的にボランティア活動の情報提供を行い、学校では、児童・生徒に参加を呼びかけます。



*4 ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの支援を受けたい人や組織をつなぐ専門職（コーディネーター）、またはその立場のこと。

6 専門的な活動のできる人材の確保

《現状と課題》

近年では、福祉サービス事業所や施設等では、介護する側のマンパワーが不足しており、信頼のおける専門的な知識のある人材の確保が望まれています。一方で、ヘルパーなどの資格を持っていても、活動していない人がいるのも現状です。

近年では、社会問題が複雑化しており、様々な問題が絡み合って生活に支障をきたしている人も多くなっています。今後も、ライフスタイルや価値観の多様化により、生活課題もより複雑化することが予測されることから、専門的な活動のできる人材が求められています。

福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、人材のネットワーク化を図る必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 資格を持っている人は、その専門性を活かして積極的に活動しましょう。
- 各種講座や研修を修了した後は、得た知識等を活動に活かしましょう。
- 各種サービス事業者は、職員に対して研修などを実施し、資質向上を図りましょう。
- 各種サービス事業者は、専門職を受け入れやすい体制を整えましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 福祉に携わる人材の育成支援に努めます。
- 市職員に対し各種研修を実施し、資質向上を図ります。

第2章 地域における福祉の環境づくり

だれもが住みやすい地域となるためには、まず道路や公共交通などの面では、安心して移動、外出できる環境づくりのために、段差の解消や歩道の整備などを進めるとともに、施設の整備にあたっては、公共、民間を問わず、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、だれもが住みやすいまちの実現に努めます。

また、施設や道路といったハードだけでなく、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。

防災、防犯の面で地域が担う役割はとても重要です。災害への備えと防犯に結びつく取組みを支援し、安全・安心なまちの実現に努めます。

地域には様々な施設があり、地域の資源となっています。施設利用のPRや有効活用の方法などを検討しながら、地域資源を活用していきます。

こうした地域資源を活用しながら、地域の実情に合ったその地域らしい取組みを進めることが大切です。地域に密着した活動の展開や、地域独自のサービスの実施を支援しながら、地域に合った取組みを進めます。



1 住みやすいまちづくり

《現状と課題》

高齢になるにつれ、建物や道路、公共交通機関などにおいて、階段や小さな段差などが不便に感じることが多くなります。ユニバーサルデザインやバリアフリーといった言葉も広まっていますが、すべての施設が利用しやすい構造へと改修されたわけではありません。

アンケート調査の自由意見では、「道路や歩道のバリアフリー」や「夜道の明るさ・安全性」などへの要望が多く、身近な道路は子どもや高齢者、障害のある人にとって、道幅が狭い、段差が多い、案内・サインが十分でないなど、安全な外出、移動が妨げられているという意見がありました。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにおいて、安心して外出、移動できるような環境を整備して、だれもが住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。

また、点字ブロックがあるのに自転車が邪魔をしていて通れなかったり、障害者用駐車場に一般の車が駐車していて使えなかったりするために外出しにくいなどのマナーの問題も聞かれます。

このような状況では、せっかく整備しても利用することができません。一般的なマナーや地域のルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン」を実践し、だれもが気持ちよく安心して生活できる環境をつくる必要があります。

また、市役所や公民館などの公共施設だけでなく、不特定多数の市民が利用する民間施設についても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。
- 道路の段差や階段などで、通行に困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
- 点字ブロックの上に自転車や物などを置かないようにしましょう。
- 困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 道路の整備や段差の解消などのバリアフリー化や、交通安全施設や街路灯などの設置を進めます。
- 新設の公共施設はユニバーサルデザイン導入を基本とします。
- 不特定多数の市民が利用する公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。
- 高齢者や障害のある人に対応した市営住宅の整備を進めます。
- 「心のユニバーサルデザイン」について啓発に努めます。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪の防止に努めます。



2 安全・安心なまちづくり

《現状と課題》

地域の生活で重要視すべき項目の一つは、安全・安心な生活を送れるかどうかです。

アンケート調査では、毎日の暮らしの中での悩みや不安では「地震・台風等災害時の問題」が2割以上を占め、また、現在参加している地域活動として「消防・防災・防犯・災害支援に関する活動」が4割以上を占めるなど、防犯・防災等への関心が高まっています。

災害発生時には、マニュアル通りに行動できない可能性があるものの、いざというときに役立つ知識を身につけ、いつ起こるか分からない災害に向けて市民の防災意識を高めていくとともに、地域の力で消火、救助、避難などができる体制を確立しておく必要があります。

また、近年では、子どもたちを狙った犯罪や振り込め詐欺、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦を狙った悪質商法も増加しています。一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみで防犯活動を展開することが必要になります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。
- 犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。
- 夜、玄関灯や門灯をつけましょう。
- 子どもの登下校の見守りや、かけこみ110番の家^{*5}に協力しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。
- 公共施設の耐震化を進めます。
- 広報紙やホームページ等により防犯意識の啓発に努めます。
- 防犯用パトロールカーによる巡回を実施します。
- 市のホームページ等により情報の配信を行います。

^{*5} かけこみ110番の家

児童・生徒が事件に巻き込まれそうになった時に逃げ込めるよう、地域住民や企業があらかじめ登録する事業のこと。「かけこみ110番の家」に登録した家庭や企業では、児童・生徒に分かるように「110番の家シール」を建物の外に貼り出します。

3 要配慮者への支援の充実

《現状と課題》

アンケート調査では、住民相互の助け合い活動として必要な取組みは「災害時の助け合いの仕組みづくり」が6割以上となっており、災害時の助け合いへの要望が高くなっています。

一方で、アンケート調査の自由意見においては、災害時の支援や防災体制の充実を望む声の中に、プライバシーの問題があり、避難行動要支援者の実態が分からないこと、要支援者本人や家族の意向で地域とのつながりがない人の問題について、多くの意見がありました。

市では、避難行動要支援者の避難支援対策の推進の一環として、他者の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方を対象に、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。

この名簿による登録者の情報を防災関係機関、民生委員児童委員などと共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していく必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 子どもや高齢者、障害のある人の防災訓練への参加を呼びかけましょう。
- 地域では、避難が困難な高齢者や障害のある人のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時取るべき行動を確認しましょう。
- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。
- 日常的な支援や災害時の救助方法について、機会を捉えて関係団体と話し合しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 避難行動要支援者名簿を、災害時における情報の伝達、安否確認及び避難支援に活用します。
- 避難行動要支援者名簿を、日頃の見守り活動や助け合い活動などに活用します。
- 支援を必要とする人々とそのニーズの把握に努めます。
- 効果的な避難支援の方策について検討します。

4 地域に合った取組みの推進

《現状と課題》

地域に合った取組みを進めるためには、地域住民の生の声を聞き、実情を知ることが不可欠です。そのため、地域のことを客観的に把握できる統計データや、他の地域と比較した資料など、地域福祉活動に関連する情報が必要です。

また、地域に密着した福祉サービスの提供と、地域独自の取組みを支援していくことも必要です。多くの課題に対応するためには、地域住民が集まって話す機会や場所を確保して、継続的な取組みを進めることが求められます。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 地区懇談会などの地域住民の生の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。
- 地域に合った新しい助け合いの方法を検討しましょう。
- 市や社会福祉協議会と協働して、地域独自の取組みを進めましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 地域の実情、生活課題を把握する体制づくりに努めます。
- 地域独自の助け合い、支え合いの取組みを積極的に支援します。
- 公共施設、商店街等、市民のより身近な場所で福祉活動が実施しやすいように、関係機関・団体との連携を図ります。

第3章 サービスを利用しやすい仕組みづくり

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談員の資質向上などに努めながら、だれもが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

市では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用できません。そのため、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

近年では、ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者が増加しており、財産の管理や福祉サービスの利用に困っている人がいます。また、その高齢者を狙った悪質な販売などが増加しているため、援護が必要な人の生活を守ります。

また、市が行うサービス以外にも、障害のある人やその家族などで構成する様々な団体が、相談やイベントなどを行い、お互いに支え合っています。今後も経済的、人的支援を行いながら福祉活動団体の活動を支援していきます。

さらに、適切なサービスが提供されているか検証や評価を行いながら、ニーズを把握して、適切なサービスを提供していきます。



1 相談体制の整備

《現状と課題》

アンケート調査では、悩みや不安の相談相手については「家族・親族」の回答が最も多く、次いで「知人・友人」や「職場の人」などの回答となっています。また、「市の相談窓口」に相談する人も1割を超え、公的機関の中では最も多くなっているものの、まだまだ低いのが現状であり、もっと市民に浸透するよう、周知を図ることが必要です。

また、実際にどこの窓口へ行けばいいのか分からない、適切なアドバイスが受けられないなどの意見もあり、各相談窓口の連携を図るとともに、近年、多様化・複雑化してきた相談内容に対応するため、専門的な相談に対応できる人材を育てることが必要です。

相談することは、問題解決の第一歩であり、一人ひとりが積極的に相談することと、気軽に相談できる体制をつくることが大切です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。
- 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員児童委員等との連携を深めましょう。
- 公的施設などを利用した相談を行うなど、身近な地域でできる相談について検討しましょう。
- 民間事業所は、地域にある身近な相談窓口として、地域と協力して相談業務に取り組みましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 市役所の相談窓口など、相談できる場所や内容について広く周知します。
- 民生委員児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくります。
- 専門的な相談にも適切なアドバイスができるように、相談員の資質向上に努めます。

2 情報提供体制の整備

《現状と課題》

アンケート調査では、市の福祉に関する情報の入手先については「市や社会福祉協議会の広報紙等回覧物」が6割以上を占め最も高く、その他「インターネットでの検索」などの回答が多くなっているものの、「わからない」が約1割を占めています。

また、アンケート調査の自由意見では、どんなサービスがあるのか、どういう人が利用できるのかなど、サービスに関する情報が行き届いていない状況も見受けられ、活動内容や制度、サービスについての積極的な情報公開を求める声がありました。

誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、当事者の立場を考慮するなど、情報提供の手段や内容などを充実していく必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 広報紙や回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。
- サービスを必要とする人に対して、民生委員児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- インターネットや情報通信機器を活用しましょう。
- 地域の施設や団体等も、機関紙を発行するなど情報を提供しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 広報紙、ホームページ、冊子、パンフレット、回覧板など、様々な手段で、分かりやすく情報を提供します。
- 視覚・聴覚に障害のある人など、障害に合った方法による情報提供に努めます。
- 各相談窓口を活用した情報提供を行います。
- 電子掲示板などの情報環境の整備に努めます。

3 ニーズに応じたサービスの提供

《現状と課題》

要支援・要介護者や障害のある人などの地域での生活を支えるため、介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などのサービスをはじめ、市の提供する各種福祉サービスがありますが、これらのサービス以外にも市民が求めているニーズは潜在しています。

アンケート調査では、今後、市の取り組むべき施策として優先すべきこととして、「高齢者や障害者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高くなっており、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していくために、各種サービスの充実が求められています。

高齢化の進行に伴い各種サービスへのニーズや利用者数の増加が見込まれていますが、利用者となる市民は、福祉サービスを正しく理解し、必要なサービスの利用へとつなげていかなければなりません。このため、市民が住み慣れた地域でいきいきとして生活を送れるよう、地域・行政は市民のニーズに合ったサービスの提供やサービス利用のための情報提供が求められています。

市民の要望や生活実態をより正確に把握するため、となり近所の声かけや見守り活動などの地域の協力も必要になります。一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するため、市ではできないサービスについては地域ごとに展開していくことも必要です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- ひとり暮らし高齢者などの「ちょっとしたこと・変化」に気を配りましょう。
- となり近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。
- 市やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。
- アンケート調査等には、関心を持って積極的に回答し、地域の意向を示しましょう。
- 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などの、福祉サービスの概要を学んでいきましょう。
- 地域で活動する組織や団体の連携強化・情報の共有化を図りましょう。
- サービス提供事業者や福祉施設は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 市民のニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。
- 窓口対応時にいただく意見や、市に届く手紙や電話、メールなど、あらゆる場面でニーズを把握します。
- アンケート調査、各種相談員、サービス事業者などを通じてニーズを把握します。
- サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握します。
- 市の計画に基づいて、十分なサービスを提供するための施設の基盤整備などを行います。
- 適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの質の向上を図ります。



4 支援が必要な人への柔軟な対応

《現状と課題》

近年の高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者を含む、高齢者だけの世帯が増加しており、高齢者を狙った悪質な訪問販売などの社会問題も多発しています。権利擁護等の制度はありますが、実際の利用は少ないのが現状です。

アンケート調査では、住民相互の助け合い活動として、地域の人たちが協力して取り組んでいくこととして「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援、認知症高齢者の見守り等」が半数以上を占めて多く、高齢者への支援を求める人が多くなっています。

今後も、少子化・高齢化・核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らし高齢者が増加していくと考えられています。このような状況で、障害のある人も含め身の周りのこと、例えば財産の管理や福祉サービスの利用など、ひとりで対応することが難しくなるため、積極的に支援する必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その趣旨や利用方法などを学習しましょう。
- 声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
- 困っている高齢者や障害のある人の移動に対し協力しましょう。
- 悪質な訪問販売などにだまされないように、冷静に対応しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必要である方に対し、その趣旨や利用方法などを説明し利用を支援します。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、援護が必要な人の把握に努めます。
- 悪質な訪問販売などへの注意を呼びかけ、消費生活相談窓口の周知を行い、被害の防止に努めます。
- 問題の早期発見に努めます。
- 福祉施設、各種相談機関、民生委員児童委員、学校、医療機関、交番等の地域の様々な社会資源との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。

5 福祉ネットワークの充実

《現状と課題》

近年では、DV（ドメスティック・バイオレンス）、引きこもり、自殺、虐待、ホームレスなど、従来の福祉の概念では捉えきれない新たな社会問題が増えてきています。また、これら虐待やDVなどは当事者に罪の意識がないことや、家庭内で発生していることから、発見することが難しいうえ、その原因や解決の手段が複雑化し、個々のケースで判断しなければならない案件が多くなっています。

まずは、支援が必要な人を把握することが必要であり、解決に向けて専門家を交えて協議するなど、プライバシーに配慮しながら慎重かつ適切な対応を図ることが必要です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識しましょう。
- 生活課題を関係機関と共有し、ネットワークの充実を図りましょう。
- 異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
- 日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 問題に応じて福祉施設、各種相談機関、民生委員児童委員、学校、医療機関、警察等と連携しながら、ネットワークの充実を図ります。
- 保健所、児童相談所、警察など関係機関と協力し、迅速な対応に努めます。
- 問題発生の予防や救済のため、相談体制の充実に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

1 社会福祉協議会との連携の強化

市民、事業者、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

地域福祉計画は、個別計画の事業推進と一体的な取り組みを行い、保健・医療及び生活関連分野との連携を図りながら推進していく必要があるため、市においては、関係部局との連携体制を構築し、具体的な事業の進捗・実施について個別計画との整合性を検証しながら取り組みます。

2 計画の評価・検証

本計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加した策定懇話会等の意見をもとに「だれもが住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念としています。

これを達成するためには、地域住民が主体的に地域づくりに関わり、担い手となって取り組むことが必要です。また、この計画における市民の意識づくり、市民・地域の役割については、その実現に向けて継続的な努力と長期的な視点のもとに推進することが重要です。

広報紙や計画の概要版などの分かりやすいパンフレットを活用し、計画の周知を図るとともに、ホームページ等を活用するなどして、市民の意見を把握したうえで施策を実施・検証していきます。

また、施策の評価及び検証については、PDCAサイクル*6に基づいて、庁内関係各課において各事業の進捗状況について評価・検証を実施します。

*6 PDCAサイクル

計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法のこと。

Ⅲ 地域福祉活動計画

第1章 地域住民としての意識づくり

地域福祉の観点では、性別や年齢、国籍、障害の有無に関わらず、地域住民全員が地域活動に積極的に参加し、地域社会を支えていくことを目的としています。地域住民に人権意識や福祉意識の啓発を行い、地域における福祉活動やボランティア活動等に積極的に参加できるよう支援します。

1 地域の連携の強化

(1) 印野地域福祉推進委員会

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援事業の推進 子育てサロン、お誕生日プレゼント事業を中心とした子育て支援活動を実施しています。参加者数は 650 人程度で横ばい傾向となっているものの、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられます。 ●高齢者ふれあい事業の推進 「ひまわりかん」を中心としたサロン活動、ふれあいの集い等の高齢者支援・交流活動を実施し、高齢要支援者の把握、見守り、声掛け運動の推進を図っています。参加者数が減少傾向にあり、参加者の固定化や高齢化等が見受けられます。 ●世代間交流等住民交流事業の推進 地域の伝統や自然環境を生かした世代間交流事業、生涯学習の要素を取り入れた高齢者交流事業を実施しています。 ●ボランティアの確保と養成 3区共同の活動と区ごとの活動が両輪として推進されるよう、住民のボランティア参加の促進と養成を進めています。
今後の方向性	子育て支援事業・高齢者ふれあい事業・世代間交流等住民交流事業等を推進し、ボランティアの確保と養成を図ります。

(2) 玉穂地域福祉推進委員会

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会全体事業の推進 正副支部長会での情報交換や県内・首都圏を中心に視察研修等を実施し、地域福祉活動の充実を図っています。 ●子育てサロン活動 保護者の運営面への協力を促進しています。参加者数は 350～400 人程度で横ばい傾向となっているものの、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられます。 ●支部活動を起点とした住民交流の促進 各支部で実施されているふれあいいきいきサロンを活動拠点に、世代間交流、障害のある方との交流を実施しています。 ●支部活動への住民参加の促進 公民館まつりや文化祭等の地域行事への協力、地域福祉活動のPRを実施しています。 ●見守り、声掛け等の「ご近所福祉」の推進 あいさつ、声かけ、見守りなど近隣住民同士の助け合い活動の啓発を実施しています。
今後の方向性	簡単にできること（あいさつ・見守り・声かけ等）から「ご近所福祉」を継続して推進し、地域のネットワークづくりについて段階的な推進を図ります。

(3) 高根地域福祉推進委員会

事業概要／課題	<ul style="list-style-type: none"> ●支援や援護が必要な方への活動推進 部会を主体として、見守り活動、福祉マップづくり等の避難行動要支援者救援活動を実施しています。 ●部会の主体的な活動推進 部会連絡会の開催、部会間の交流、サロン等の共同開催、高根子育て広場などの活動を通して、情報交換や協働を進め、部会活動の充実と主体的な活動を推進しています。また、高根子育て広場は、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられます。 ●地域福祉活動の啓発と住民参加の促進 研修会・講習会の実施、高根どんたく会場での広報啓発事業を通して、地域福祉活動の周知を図っています。
今後の方向性	<p>地域住民への啓発や関連機関との連携強化を継続して進め、特に後継者育成のための啓発を重点的に行います。また、支援や援護が必要な方への部会の主体的な活動を推進し、地域で支えるネットワークづくりを推進します。</p>

(4) 原里地域福祉推進委員会

事業概要／課題	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動の周知 広報紙の発行や福祉講演会の実施により、活動の周知を図っています。 ●サロン活動等支部活動の充実 正副支部長会、情報交換会、教養講座等を通して、情報交換を進めるとともに、支部活動の充実を図っています。また、子育てサロンは、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられます。 ●災害時における防災力強化への協力 地域防災訓練での要配慮者の安否確認・避難誘導活動や緊急時連絡簿の普及等、防災力の強化を図っています。 ●住民参加のネットワークの構築 ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯等へ訪問、又は電話による声掛けなど、日常的な見守り活動の普及を進めています。
今後の方向性	<p>地域福祉活動・サロン活動等の支部活動の内容の充実を図るとともに、活動内容等について周知に努めます。また、地域防災訓練への参加について周知し、災害時における防災力強化を図ります。</p>



(5) 富士岡地域福祉推進委員会

事業概要 ／ 課題	<p>●区支部ごとの小地域福祉活動^{*7}の充実 地域の実情に合わせて、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン、世代交流事業、区・公民館協働事業などを実施しています。</p> <p>●地域福祉活動の啓発と住民参加の促進 福祉推進委員・地域登録ボランティア等の人材確保に向けて、福祉講演会や地域福祉講座など、支部ごとの学習活動を推進しています。また、子育てサロンは、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられます。</p> <p>●地域のネットワークづくり 見守りや災害救助活動について、高齢者・介護者宅訪問、地域防災訓練時の安否確認等の活動の普及・連携により体制の構築を推進しています。</p>
今後の方向性	地域福祉講座への住民参加を促進し、地域福祉活動への理解・周知を進めていきます。また、区支部ごとの小地域福祉活動の一層の充実を図り、地域のネットワーク作りを進めます。

(6) 御殿場地域振興推進協議会

事業概要 ／ 課題	<p>●小地域における地域福祉活動の充実 地区内19か所において、ふれあいいきいきサロン、子育てサロンを実施しています。また、各区小地域福祉推進組織間において情報交換を行っています。また、子育てサロンは、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられます。</p> <p>●地域の各種団体との連携強化 区自治会や民生委員児童委員協議会等、地域団体と連携した組織体制を構築し、活動の発展を図っています。</p>
今後の方向性	サロン活動の内容の充実、地域住民の一層の参加を促進し、小地域における地域福祉活動を充実します。また、地域の各種団体との連携強化を図り、支援体制の構築を図ります。

(7) 地域福祉活動に関する情報交換の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●地域福祉の意義、必要性の啓発 地域福祉活動の意義や必要性の啓発のため、住民活動が求められる社会的背景等について、社協だより等の広報を活用して周知を図っています。</p> <p>●地域福祉活動への多様な参画方法の提案 地域福祉推進委員会や小地域福祉推進組織への定期的あるいは単発のボランティアとしての関わり、行事協力者としての関わり等の参画方法について周知を進めています。</p>
今後の方向性	地域包括ケアシステムを構築するため、地域福祉推進委員会・小地域福祉推進組織の代表者間の情報交換を進めます。 また、ふれあいいきいきサロン等の事業ごとの研修のほか、組織運営やリーダー養成に関する研修を充実し、各活動組織のリーダー育成に努めます。

*7 小地域福祉活動

住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる住民の様々な福祉活動の総称。身近な地域で支え合う仕組みを築き、それぞれの地域の困りごとや心配ごとなどについて、解決に向けた方法や活動内容を考え、地域で取り組んでいく地域活動のこと。

(8) 地域福祉活動の安定した活動財源の確保

<p>事業概要 ／ 課題</p>	<p>●安定した活動財源の確保 市・県社会福祉協議会等の関係機関へ要望書を提出するなど、地域福祉活動の各種補助・助成事業の継続に努めています。また、共同募金助成事業・民間助成事業を活用しています。</p> <p>●自主財源確保に関する活動の情報提供 市内外の地域福祉関係組織で取り組まれている自主財源確保活動について、情報を収集するとともに、情報提供に努めています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>地域包括ケアシステムを構築するため、地域福祉活動の財源として、社会福祉協議会普通会员費や自主財源を原資とした助成の増強に努めるとともに、関係機関への要請、助成事業を活用し、地域福祉活動の各種補助・助成事業の継続に努めます。</p> <p>また、子育てサロンは、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられることから、市域(広域)で行う地域福祉事業の特性を考慮し、実施主体に対する新たな手当てを講じ、財源確保に努めます。</p>



2 福祉活動への参加の促進

(1) 社会福祉大会の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●貢献団体・個人の表彰 社会福祉に貢献した団体・個人を表彰する「御殿場市社会福祉大会」を実施しています。</p> <p>●福祉教育推進成果の発表 日頃の福祉教育推進の成果を発表する貴重な機会として、児童・生徒による意見発表を実施しています。また、児童・生徒に加え、大人（ボランティア）による発表を追加することで、内容の充実を図っています。平成 26 年度には参加者数が 410 名でした。</p>
今後の方向性	<p>児童・生徒による意見発表を継続するとともに、映画上映・講演会の実施など、大会の内容充実の方策を検討し、来場者の増加につなげていきます。</p> <p>また、被表彰者を事前に地域の代表者に伝えることで、当該地域における福祉意識の高揚、事業の周知に努めます。</p>

(2) ふれあい広場の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●福祉活動に触れる機会の拡充 御殿場市民交流センターふじざくらにおいて、「御殿場市ふれあい広場」を実施しています。市内の福祉関係機関・施設・団体の特色を活かした展示やバザー、ステージパフォーマンス、ゲームなど、様々な催しを実施しています。</p> <p>●内容の充実 平成 26 年度の参加団体数は 60 団体、参加者数は 8,500 人と、団体数及び参加者数ともに横ばい傾向となっているものの、夏の福祉体験に参加した児童・生徒がボランティアとして参加するなど、内容の充実を図っています。</p>
今後の方向性	<p>参加団体及び参加者数の拡大を図るため、大会の内容や趣旨を市民に周知していくとともに、催し物等の内容の充実を図り、住民がより多様な福祉活動に触れる機会の拡充を図ります。</p>

(3) 介護の日キャンペーンの充実

事業概要 ／ 課題	<p>●介護の日キャンペーン内容の充実 平成 20 年より、厚生労働省において「11 月 11 日は、いい日・いい日の介護の日」として「介護の日」が定められました。介護サービスに関わる人たちへの支援、地域社会における支え合いや交流を促進するため、介護についての理解を深め、お互いに啓発をしていく日とされています。</p> <p>介護の日にちなみ、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所を中心に高齢者関係ボランティアや介護者の会との連携によりキャンペーンを実施しています。</p>
今後の方向性	<p>地域包括支援センター・居宅介護支援事業所を中心に高齢者関係ボランティアや介護者の会との連携を強化して内容を充実していくとともに、キャンペーンを市民に周知し、市民が介護について考える機会の拡充を図ります。</p>

(4) 障害者週間キャンペーンの充実

事業概要／課題	<p>●障害者週間キャンペーン内容の充実</p> <p>障害者基本法の公布日である12月3日から、障害者の日である12月9日までの1週間を「障害者週間」とし、市内で活動する障害福祉関係団体・ボランティア・施設の活動紹介などを行うキャンペーンを実施しています。</p> <p>啓発行事として、子どもから大人までが関心を寄せるフライングディスクやユニバーサル卓球、演奏会等を実施し、平成26年度には3,085人の参加がありました。</p>
今後の方向性	<p>参加者数がやや減少傾向にあることから、啓発方法や関連機関・団体が実施する事業との協働等を検討し、内容の充実と「障害者週間」の周知を図ります。</p>

(5) 福祉週間・記念日の啓発

事業概要／課題	<p>●防災とボランティアの日・週間</p> <p>平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、平成7年12月より、「防災とボランティアの日（毎年1月17日）」、「防災とボランティア週間（毎年1月15日～21日）」が設けられています。災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることとされています。</p> <p>●児童福祉週間</p> <p>子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日から1週間が「児童福祉週間」と定められています。</p> <p>●老人の日・週間</p> <p>国民の間に老人の福祉への関心と理解の向上、老人が自らの生活の向上に努める意欲の促進の、二つの目的のために「老人の日（毎年9月15日）」、「老人週間（毎年9月15日～21日）」が設けられています。</p>
今後の方向性	<p>防災とボランティアの日・週間、児童福祉週間、老人の日・週間等にちなんだ啓発事業を実施するなど、各種福祉週間や記念日の周知を図るとともに、住民がより多様な福祉活動に触れる機会の拡充を図ります。</p>

(6) 共同募金運動の推進

事業概要／課題	<p>●共同募金運動の推進</p> <p>中央共同募金会、静岡県共同募金会との協働により赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動を推進しています。</p> <p>また、共同募金の目的・用途等については、社協だよりのほか、赤い羽根データベース「はねっと」、共同募金会ホームページとの連携により広報・周知を行っています。</p>
今後の方向性	<p>共同募金の目的・用途等について今後もあらゆる機会を通じて周知を行い、市民の参加・協力への呼びかけを行います。</p>

3 支え合う意識の高揚

(1) 地域福祉活動参加へのきっかけづくり

<p>事業概要 ／ 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報の活用 社協だよりや機関紙、ホームページ等による広報を活用し、地域福祉活動の意義や住民活動が求められる社会的背景等について周知を行っています。 ●各種事例の収集・情報提供 地域の福祉課題・生活課題について周知、啓発を実施しています。また、日常生活や社会生活の中で自然にできる助け合い活動の普及を行うとともに、課題解決に向けて取り組まれている市内の地域福祉活動、市外・全国の実践事例を収集し、情報の提供を行っています。 ●各種活動団体・組織との連携 地域福祉推進委員会や小地域福祉推進組織などへの定期的あるいは単発のボランティアとしての関わり、行事協力者としての関わりなど、様々な参画方法について周知を図っています。
<p>今後の方向性</p>	<p>あらゆる場や機会を活用し、各種団体・組織等への参加方法について周知を図るとともに、団体に参加する方法以外の、日常での“ちょっとした”手伝いや活動に関する事例等について周知を行い、地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します。</p>



4 福祉教育の充実

(1) 福祉教育実践校事業

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育実践校事業 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の福祉教育実践校継続事業による指定を実施しています。平成 26 年度現在、20 校が指定を受けています。 ●福祉教育の情報収集・提供 県や全国社会福祉協議会等が実施している研修・会議、刊行物等より、福祉教育の情報を収集し提供を行っています。 ●福祉教育実践校連絡会 福祉教育実践校連絡会を実施し、学校間の情報交換を行っています。また、情報交換を通じて、それぞれの活動の充実を図っています。 ●担当職員配置の継続 市社会福祉協議会の担当職員を配置し、情報提供や支援を実施しています。
今後の方向性	福祉教育活動の充実を図るとともに、情報提供及び交換の場を継続し、各学校での内容の充実を図っていきます。また、児童・生徒の福祉活動・学習の成果を広く周知するため新たな広報手段を研究し、充実していきます。

(2) 授業・学習指導に沿ったプログラムの提供

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●学習プログラムの研究・実施 学習指導要領、各校の教育目標、学校内外での児童・生徒の福祉活動の状況を把握し、学校や児童・生徒のニーズに合わせた学習プログラムを研究し、実施しています。 ●福祉理解の促進 福祉理解を目的とした、講演会や学習活動等を実施しています。平成 26 年度には、26 回の講演会を実施しました。また、高齢者や障害のある人への理解促進を目的に、高齢者疑似体験や介護体験、障害者疑似体験等を実施しています。
今後の方向性	今後も継続して実施し、児童・生徒の福祉に関する意識高揚や理解の促進に努めます。また、児童・生徒の自主性を高める福祉学習・体験プログラムについて研究し、提案していきます。

(3) 学校と地域の社会資源の連携の促進

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者や地域の社会資源の活動の把握と連携の促進 保護者や地域住民、地域団体等の地域の社会資源による、学校の学習活動や運営支援活動等を把握し、それらの活動と福祉教育活動の連携を図っています。 ●福祉教育研修会 教職員・地域住民を対象に研修を実施しています。また、参加者相互の情報交換により、学校と住民の連携を図っています。公開講座型の開催等を検討するなど、内容の充実に向けた検討を行い、平成 26 年度には 28 人の参加があり、参加者数は年々増加傾向となっています。
今後の方向性	学校と地域との連携を促進するとともに、参加者の拡大、連携体制の強化を図るため、各種活動のノウハウの取得やプログラムの開発等、研修内容の充実を図ります。

(4) 児童・生徒が参加できるプログラムの充実

事業概要 ／ 課題	<p>●小・中学校、高等学校での体験事業</p> <p>小・中学校、高等学校において、福祉体験、給食ボランティア体験の各事業を実施しています。平成 26 年度には 80 人の参加となっており、参加者数はやや増加傾向となっています。</p> <p>●サマーショートボランティアの実施</p> <p>中学校・高等学校・一般に呼びかけ、サマーショートボランティアを実施しています。参加者数は年々増加傾向となっており、平成 26 年度には 113 人の参加がありました。</p>
今後の方向性	<p>今後も継続して児童・生徒を対象としたプログラムを充実し、子どもの頃からの福祉意識の高揚を図ります。</p>

(5) 親子で参加できるプログラムの充実

事業概要 ／ 課題	<p>●親子福祉体験事業</p> <p>親子で参加できるプログラムとして、親子福祉体験事業を実施しています。平成 26 年度の参加者数は 49 人と、やや増加傾向となっています。</p> <p>●福祉学習・体験交流プログラムの実施</p> <p>地域福祉推進委員会で実施する世代交流等の事業の実施を促進するとともに、福祉学習・体験を盛り込んだ交流プログラムを実施しています。平成 26 年度の参加者数は 10 組 20 人と横ばい傾向となっているものの、平成 22 年度からは父親料理教室を新たに創設するなど、市民のニーズに応えたプログラムの内容充実に努めています。</p>
今後の方向性	<p>親子で参加できる福祉教育・学習プログラムの充実のため、市民交流センター、子ども家庭センター等の子育て関連団体や施設、機関等との連携を強化します。</p>

(6) 勤労者・団塊世代に向けた学習情報の提供

事業概要 ／ 課題	<p>●勤労者に向けた情報提供</p> <p>地域福祉活動への参加の少ない勤労者に対して、働きながら参加・学習できる福祉教育・学習活動の情報を提供しています。</p> <p>●団塊世代に向けた情報提供</p> <p>団塊世代の高齢化に伴い、元気な高齢者の生きがいづくりが必要となっています。団塊世代に向けた生涯学習の一環として、参加・学習できる福祉教育・学習活動に関する情報を提供しています。</p>
今後の方向性	<p>地域福祉活動への参加が少ない性別や世代の解消を図り、すべての市民が福祉に関する活動に自主的に参加するきっかけとなるよう、特に参加の少ない勤労者や団塊世代に向けた学習情報の提供に努めます。また参加方法等に関する周知を行い、参加のきっかけづくりを行います。</p>

(7) 地域と連携した住民への情報提供、学習機会の提案

事業概要 / 課題	<p>●住民への情報提供</p> <p>子ども会や婦人会（婦人部）、老人クラブ、生涯学習団体等、地域で活動する各種団体について、住民への情報提供を行っています。また、各種団体の活動について広く周知し、各種団体と連携した福祉学習プログラムの実施に向けて検討しています。</p>
今後の方向性	<p>地域福祉活動や区・公民館活動など、あらゆる機会を通じて、各種団体等についての地域住民への情報提供を行うとともに、各種の地域行事と連携した福祉学習プログラムについて、実施に向けて検討を行います。</p>

(8) 企業等と連携した学習機会の提供

事業概要 / 課題	<p>●企業従業員への情報提供</p> <p>企業を通じた社員への福祉情報・学習情報の提供について、企業や商工業関連団体との協議・研究を進めています。</p>
今後の方向性	<p>今後も継続して実施し、勤労者に向けた情報提供の充実に努めます。また参加方法等に関する周知を行い、勤労者の参加のきっかけづくりを行います。</p>

(9) 介護・介護予防に関する知識、利用意識の啓発と普及

事業概要 / 課題	<p>●広報の活用・充実</p> <p>社協だよりや機関紙、ホームページ等による広報を活用し、介護予防サービスや介護保険サービスについて周知を行っています。</p>
今後の方向性	<p>情報提供に努め、市民の介護や介護予防に関する意識の啓発に努めます。また、サービスや支援を利用したい人が、適切に利用できるよう、サービスの種類や利用方法などの周知を行います。</p>



5 ボランティア活動やNPO活動の推進

(1) ボランティア啓発の充実

事業概要／課題	<p>●必要性・重要性の啓発 ボランティアの意義、ボランティアの原則、心得、活動分野、活動メニュー等のボランティアの基礎知識、ボランティアが必要とされる社会的背景について啓発を行っています。また、生活課題や福祉課題への対応、具体的な活動例について、イメージしやすいよう啓発しています。</p> <p>●情報提供の充実 様々な世代の人々に適切な啓発ができるよう、パンフレットやポスター、副読本、書籍、映像資料など、多様な資料や手段による情報提供の方法について整備を進めています。</p> <p>●ボランティア活動に関する調査 既に活動しているボランティア活動団体に対し、活動のやりがいや楽しさ、魅力等を聞く実態調査を実施し、情報収集を行っています。また、同時に住民のボランティア活動に関する意識ニーズ調査等を定期的にも実施しています。</p>
今後の方向性	<p>情報提供を行い、市民のボランティア活動への参加を促進します。また、市民のニーズに沿ったボランティア活動ができるよう、定期的な調査実施を継続し、活動内容の充実を図ります。</p>

(2) 相談事業の周知徹底

事業概要／課題	<p>●ボランティア活動団体への支援 既に活動しているボランティア活動団体に対し、相談窓口や各種の支援内容について情報提供を行っています。</p>
今後の方向性	<p>ボランティア団体の困りごとの解消を図るとともに、支援内容の周知を図り、活動の活性化を図ります。</p>

(3) コーディネーターの配置

事業概要／課題	<p>●ボランティアコーディネーターの配置 社会福祉協議会事務局職員とボランティア連絡協議会役員の協働により、ボランティアコーディネーターを配置し、相談の受付、情報提供、活動選択の支援、活動に入るための事前調整を行っています。</p> <p>●関係機関との連携による活動の需給調整の強化 市内の福祉施設や関係団体のボランティア受け入れ担当者との連携を図り、他市町社会福祉協議会のボランティアコーディネーターとの情報交換を行うなど、ボランティア活動に対する需給調整を行っています。</p>
今後の方向性	<p>活動を実施したい人と活動団体とをつなげる役として今後も継続して配置し、市内のボランティア活動の拡大を図ります。また、活動が長期的に継続されるよう、既存団体へのフォローアップ体制の強化を行います。</p>

(4) ボランティア講座の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●ボランティア講座の実施 手話講習会、点字講習会、朗読ボランティア養成講習会、要約筆記ボランティア養成講座（補助講座を含む）、運転ボランティア入門講座、精神保健福祉ボランティア講座等を実施しています。また、多分野の活動に共通して活用できる、傾聴、介護、介助、レクリエーション等の技能研修の実施を検討しています。平成 26 年度は 55 人の参加となっており、参加者数はやや減少傾向となっています。</p> <p>●講座参加者の活動継続への支援 各種講座修了者の、その後の活動が継続されるよう、受け入れ団体との調整や実践の場の確保などの支援を行っています。</p>
今後の方向性	講師協力団体や当事者団体、関係行政と連携し、各講座の実施内容について充実を図ります。また、住民に対するニーズに応じた新たな講座の開発・実施に向けた検討を行います。

(5) 住民が参加しやすいプログラムの提供

事業概要 ／ 課題	<p>●多様な分野の活動・体験プログラム 収集・募金活動、教育・子育て支援、まちづくり、自然保護・環境保全、国際交流・協力、健康づくり・医療、人権擁護、文化伝承など、多様な分野の活動が体験できるプログラムの企画・実施を進めています。</p>
今後の方向性	ボランティア活動等に興味や関心を持った市民が、参加したいプログラムに参加できるよう、今後も各種関係機関や団体との連携を強化し、多様なプログラムの開発を進めます。

(6) ボランティア活動者・団体への支援充実

事業概要 ／ 課題	<p>●ボランティア保険 ボランティア保険には、ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした場合の「傷害保険」と、ボランティア活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた場合の「賠償責任保険」の 2 つあり、加入者に対する助成を行っています。</p> <p>●ボランティア連絡協議会等への支援 ボランティア連絡協議会の定例会議や主催事業への協力など、協働事業を実施しています。</p>
今後の方向性	ボランティア活動を安全に実施するためのボランティア保険について周知を図っていくとともに、個人が持つ知識・技術・技能を生かして有効に活動できるよう、「ボランティア人材バンク」の設置や、「ボランティアポイント制度*8」の導入等について、調査・研究を進めます。

*8 ボランティアポイント制度

ボランティアに参加することによりポイントを受け取り、ポイントが一定以上貯まったら、ボランティア活動の奨励金もしくは登録店舗で使用できる商品券への交換、市内の福祉団体等への寄附等ができる制度。

(7) ボランティア活動の拠点整備

<p>事業概要 ／ 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点整備・利用の促進 ボランティアビューロー・市民活動室運営協議会を定期的に開催し、相談、情報提供、資機材の整備、利用促進など、機能の充実を図っています。また、広く住民やボランティア・市民活動関係団体等への周知を進めています。 ●交流・協力体制の強化 ボランティアビューロー・市民活動室利用団体連絡会を開催し、登録者・団体の情報交換・交流を進めるとともに、相互に協力できる体制づくりに努めています。 ●協働事業の実施 ボランティア連絡協議会、市民交流センター管理部門、市民活動支援センターとの相互連携を推進し、協働による事業展開を促進しています。
<p>今後の方向性</p>	<p>ボランティアビューロー・市民活動室について広く周知を図り、施設機能を積極的に活用した各種団体の活動の実施を促進していきます。</p>



6 専門的な活動のできる人材の確保

(1) 福祉教育指導者の確保・育成

事業概要 ／ 課題	<p>●福祉教育指導人材の確保・発掘 福祉教育指導者となり得る人材の発掘に向けて、ボランティア・市民活動団体、当事者団体、福祉施設、教育機関、生涯学習団体、企業など、幅広い分野の機関・団体に呼びかけを行っています。また、収集した人材情報については、学校や地域等へ提供し、福祉教育指導者を紹介しています。</p> <p>●福祉教育指導者の育成 指導者向けの学習会や指導者相互の意見交換等を実施し、指導内容の充実を図っています。</p>
今後の方向性	地域への呼びかけを実施し、人材の確保・発掘に努めます。また、定期的な情報交換や意見交換の場を設置し、指導者の質の向上に努めます。

(2) 地域福祉活動の担い手の確保

事業概要 ／ 課題	<p>●地域福祉活動の担い手の確保 地域福祉推進委員会や小地域福祉推進組織における事業の中で、世代交流事業や区・公民館等との協働事業など、地域住民の参加が見込まれる事業において、協力者や活動希望者の募集を行っています。また、協力者や活動希望者がいた場合には、地域福祉活動への参加調整を行っています。</p>
今後の方向性	地域住民への呼びかけを実施し、協力者や活動希望者の拡大を図ります。また、希望者が希望する活動につながるよう、各種活動団体との連携を図り、継続的な参加調整に努めます。

(3) 次世代の福祉実践者育成のための実習生の受け入れ促進

事業概要 ／ 課題	<p>●実習生の受け入れ促進 各種福祉関係資格の取得を目指す実習生の受け入れ、指導を実施しています。しかしながら、実習生は年々減少傾向となっています。</p>
今後の方向性	次世代の福祉実践者を育成するため、資格取得を目指す実習生の受け入れを継続していきます。

第2章 地域における福祉の環境づくり

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な支え合いの取組みが必要不可欠です。日頃からコミュニケーションをとることで、日常的な安否確認はもちろん、緊急時・災害時の助け合いや暴力や虐待の早期発見などにもつながります。福祉の環境づくりに向け、地域住民との連携はもちろん、市や各種関係団体などとの連携を強化していきます。

1 住みやすいまちづくり

(1) 高齢者対象のサロン活動の普及

事業概要 ／ 課題	<p>●サロン活動内容の充実</p> <p>生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深めることを目的に、自主活動の場としてサロン活動を実施しています。参加者自身のできる範囲でそれぞれの経験や知識を生かし、運営面への参画やサロンを通じた他の地域活動への参加など生きがいづくりを推進しています。</p> <p>平成26年度は60か所、395回の実施となっており、実施箇所数・回数はやや減少傾向となっています。また、参加者の減少、男性参加の不足、内容のマンネリ化、身体状況や会場までの距離などの関係で参加がしづらい対象者の増加など、サロン活動への課題が多くなっています。</p>
今後の方向性	<p>送迎支援や自宅開放型を含む複数拠点の設置等、サロンごとの課題解決に向けて、地域の実情に合わせて協議をしていくとともに、必要な支援を行います。また、実施回数の増加策を検討し、高齢者の生きがいづくりを支援します。</p>

(2) 子育てサロン活動の普及

事業概要 ／ 課題	<p>●サロン活動内容の充実</p> <p>地域の人同士のつながりを深めることを目的に、自主活動の場としてサロン活動を実施しています。主任児童委員や子育て支援事業、子育てアドバイザーなど、地域の子育て資源との連携を進めています。</p> <p>平成26年度は20か所、204回の実施となっており、実施箇所数・回数はやや減少傾向となっています。</p>
今後の方向性	<p>子育てに関係する人や機関との連携を強化し、活動内容の充実を図るとともに、参加する親自身や参加経験者の運営面への協力が進むように努めます。</p> <p>また、子育てサロンは、他地域からの参加者増加が顕著に見受けられることから、市域(広域)で行う地域福祉事業の特性を考慮し、実施主体に対する新たな手当てを講じ、財源確保に努めます。</p>

(3) 住民ニーズに応じた多様なサロンの提案・普及

事業概要／課題	<p>●情報収集及びニーズの把握 認知症高齢者対応サロン、障害者サロン、障害児童サロン、介護者サロンなど、サロンの活動の多様な展開について、全国の活動事例の研究や、住民・当事者のニーズの把握を進めています。</p>
今後の方向性	<p>情報収集・情報提供を行い、各種サロン活動の実施に向けた支援を行います。また、住民や当事者のニーズ把握に努め、参加希望者が活動に参加できるよう支援していきます。</p>

(4) 市民交流センターを拠点とした住民の総合交流の促進

事業概要／課題	<p>●交流の促進 多様な世代・立場の人が一堂に会して交流できるイベントや事業を実施しています。また、異なる世代、異なる立場の住民と一緒に楽しめるよう、遊び、学習、芸術、文化、スポーツ、ふれあい、福祉など、多様なテーマの事業を実施し、住民の交流を進めています。平成 26 年度には来館者数が 211,677 人となり、年々増加しています。</p> <p>●各種団体との連携強化 市民交流センターを利用している団体の実施活動や、それぞれの団体の自主事業等について情報を収集し、連携しています。</p>
今後の方向性	<p>利用団体の活動や事業について情報収集を行い、協働体制づくりを進めます。また、市民交流センターの利用促進に努め、市民の交流促進を図ります。</p>

(5) 老人クラブ活動への支援・協働事業の実施

事業概要／課題	<p>●職員配置 老人クラブ連合会や各支部、単位クラブの会議や各種自主事業が主体的に実施されるよう、職員を配置して支援しています。</p> <p>●会員増加に向けた支援 募金や友愛訪問等のボランティア活動、交通安全運動や社会奉仕等の地域貢献活動、スポーツ・文化教養・趣味活動の周知を進め、会員増強に努めていますが、平成 26 年度時点の会員数は、5,392 人となっており、年々減少傾向となっています。</p>
今後の方向性	<p>今後も継続して職員を配置し、老人クラブ活動への支援を行い、活動や事業内容で協働して実施できるものについては、積極的な支援を行っていきます。また、活動内容の見直しや充実を図り、会員増強策の検討を行います。</p>

(6) 当事者団体への支援充実

事業概要／課題	<p>●住民理解の促進 高齢者・障害者・児童・母子父子など、福祉関係の各種当事者団体の活動について情報を収集するとともに、市民への周知を行い、住民理解を促しています。</p> <p>●活動への協力・支援 団体が主催する活動や事業について、実施協力等の支援活動を行っています。</p>
今後の方向性	<p>各種当事者団体への住民理解が促進されるよう、今後も継続した情報収集・情報提供に努めます。</p>

2 安全・安心なまちづくり

(1) 市民交流センターを拠点とした体制の整備

<p>事業概要 ／ 課題</p>	<p>●組織体制の整備 災害対策マニュアル、外部からの救援ボランティア受入れマニュアルに基づき、災害時における各部門の稼働について、組織内の体制を整備しています。また、施設の被害状況確認・復旧等、災害ボランティア本部設置に必要な事項について相互協力体制を図っています。</p> <p>●必要な資機材の整備 本部運営用、スタッフ用、ボランティア活動用にそれぞれ必要な資機材について、整備・備蓄を行っています。また、施設内に常備されている備品・機材の使用、市災害対策本部等を通じた調整等について、協議・確認を実施しています。</p> <p>●運営体制の強化 ボランティア連絡協議会、災害ボランティアコーディネーターとの協働により運営体制を構築しています。また、初動救助活動、避難所生活期、復興期における支援について研究を行っています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>各種マニュアルの周知・徹底に努め、資機材の確保・整備を進めるとともに、各種関係機関や団体との連携を強化し、災害時の体制づくりに努めます。また、過去の災害時の対応等について調査・研究を行い、過去の教訓を活かした支援体制の強化を図ります。</p>

(2) 災害ボランティア本部立ち上げ訓練の実施

<p>事業概要 ／ 課題</p>	<p>●災害ボランティア本部立ち上げ訓練の実施 外部からの救援ボランティア受入れマニュアルに基づいて、発災時を想定して災害ボランティア本部立ち上げ訓練を実施しています。実施後には、訓練を通じて見つかった課題を検証し、運営体制やマニュアルの改善を行っています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>実際の災害時に災害ボランティア本部の立ち上げがスムーズに実施できるよう、今後も継続した訓練を実施します。</p>

(3) 関係機関等との連携強化

<p>事業概要 ／ 課題</p>	<p>●行政との連携 危機管理課、市民協働課、福祉関係部局等との連携を進めています。</p> <p>●地域住民との連携 区・自主防災会、地域団体等との連携を進めています。</p> <p>●ボランティア、福祉団体との連携 地域福祉推進委員会、ボランティア団体、当事者団体・家族会との連携を進めています。</p> <p>●避難所の設置・運営に関わる団体・機関との連携 避難所の設置・運営に関わる学校、区・自主防災会等、また、福祉避難所の設置・運営に関わる福祉施設との連携を進めています。</p> <p>●広域にわたる組織・団体との連携 県及び他市町の社会福祉協議会、災害ボランティア団体等との連携を進めています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>行政の関係部局及び地域団体、各種福祉団体等との連携を強化し、災害時にも市民が安心できる支援体制づくりに努めます。</p>

(4) 災害ボランティアの育成

事業概要 ／ 課題	<p>●災害ボランティアの育成 御殿場市ボランティア連絡協議会、災害ボランティア団体との連携により、支援ネットワークの構築を図るとともに、災害要配慮者（避難行動要支援者）の支援を行うボランティアの育成を行っています。</p> <p>●避難行動要支援者救援活動の普及 御殿場市ボランティア連絡協議会が主催する訓練への協力を行っています。また、区や自主防災会等との調整を支援し、避難行動要支援者救援活動の普及に努めています。</p>
今後の方向性	各関係機関・団体との連携を図り、支援ネットワーク体制の強化を図ります。また、避難行動要支援者への必要な支援や救援活動について情報の提供を行い、普及に努めます。

(5) 災害ボランティアコーディネーターの確保

事業概要 ／ 課題	<p>●養成講座の実施 災害ボランティア関係団体と連携し、御殿場市単独での養成講座を実施しています。</p> <p>●養成講座修了者の活用 災害時のボランティア確保のため、災害ボランティアコーディネーター御殿場、県養成講座修了者等について情報を収集し、協働での支援について検討していきます。</p>
今後の方向性	災害時にボランティアが効率的・効果的に活動できるよう、今後も継続して養成講座を実施するとともに、養成講座修了者の知識を活かせる場となるよう協働の場を設けるなど、ボランティアコーディネーターの確保に努めます。



3 要配慮者への支援の充実

(1) 声掛け・見守り活動等の普及

事業概要／課題	<p>●声掛け・見守り活動等の普及</p> <p>近年、社会問題として表面化してきた孤立や孤独死の防止や、潜在化した福祉課題の早期発見に向けて、日頃からの声掛け・見守り活動の重要性や必要性について周知し、普及を図っています。</p>
今後の方向性	<p>声掛け・見守り活動の普及を行い、地域の福祉課題の早期発見・早期解決につなげていきます。</p>

(2) 多様な住民交流の推進

事業概要／課題	<p>●交流事業の推進</p> <p>世代間交流事業、世代間交流サロンなどの普及を行っています。また、多様な立場の住民が交流できる事業について、実施方法や内容の検討を行っています。</p>
今後の方向性	<p>多様な交流事業について他団体や自治体での事例を研究し、実施方法について検討していきます。また、既存の交流事業について周知を図り、住民の孤立を防ぎます。</p>

(3) 災害時の安否確認、救援活動の普及

事業概要／課題	<p>●地域関係団体との連携体制の構築</p> <p>区・自主防災会など、地域の関係団体との協議の場を設け、連携や役割分担の確認を行うとともに、個人情報の取り扱い等について研究しています。</p> <p>●学習機会の提供</p> <p>災害図上訓練の手法、救急救命や要配慮者の搬送方法、介護を要する方や障害のある方への理解など、災害救援活動の知識や技能の学習機会を提供しています。</p>
今後の方向性	<p>地域の関係機関等との協議の場の継続により連携を図り、災害時の支援体制の強化を図ります。また、災害時要配慮者に必要な支援が行えるよう、学習機会の充実を図ります。</p>

4 地域に合った取組みの推進

(1) 各地域需要に応じた活動実施の支援

事業概要／課題	<p>●住民ニーズの把握</p> <p>住民のニーズや福祉に対する課題を正確に把握するため、アンケート等の調査活動や住民座談会等を実施しています。</p>
今後の方向性	<p>福祉の向上に向けては、住民が声をあげてニーズや地域で抱えている問題や課題を伝えていく必要性・重要性について周知し、アンケート等への協力を促します。また、住民座談会の実施時には、各種団体での活動者だけでなく、一般市民にも参加してもらえよう、周知方法を検討していきます。</p>

(2) 中長期的な視点での事業の推進

事業概要／課題	<p>●地域における事業の推進</p> <p>地域の実情に合わせ、地域福祉推進委員会や支部・部会ごとの中期目標を設定するとともに、目標達成に向けた計画づくりの支援を行っています。</p>
今後の方向性	<p>地域性に配慮した計画づくりや目標設定等を行い、地域における課題や問題点の解決に向けた支援を行います。</p>

(3) 地区社会福祉協議会への移行に向けた支援

事業概要／課題	<p>●地区社会福祉協議会への移行</p> <p>地域福祉推進委員会の自主性・独自性の高まりに応じ、地区社会福祉協議会への移行を支援しています。</p>
今後の方向性	<p>地域性に配慮した取組みが行えるよう、地区社会福祉協議会の自主的な活動を支援します。</p>



第3章 サービスを利用しやすい仕組みづくり

御殿場市社会福祉協議会では、実際に地域福祉を実践していく担い手として、相談支援や福祉サービス、経済的支援等の多方面で事業を展開しています。近年では、高齢者や障害のある人などへの支援以外にも、生活困窮や虐待の問題など、新たな課題を抱える人が増えてきています。こうした人たちへの支援体制を確立させていきます。

1 相談体制の整備

(1) 相談事業の周知徹底

事業概要 ／ 課題	<p>●広報の充実 相談センターのパンフレットの発行、社協だより等の活用、他機関の広報媒体の活用など、相談事業について周知を行っています。</p>
今後の方向性	<p>相談先が分からず相談できない人がいなくなるよう、相談事業の周知を徹底します。また、困っている人が気軽に相談できるような相談支援体制の充実に向けて検討します。</p>

(2) 相談員の資質向上

事業概要 ／ 課題	<p>●相談員の資質向上 相談員の資質向上に向けて、相談員を対象とした研修会を実施しています。また、他機関が実施する研修等への参加を促進しています。</p>
今後の方向性	<p>多様化・複雑化する生活課題・福祉課題に対応できるよう、研修会の内容について充実を図るとともに、他機関での研修等について情報を収集・提供し、相談員の参加を促していきます。</p>

(3) 各種相談事業の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●社会福祉協議会事務局における相談の充実 窓口や電話での一般相談、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業等の生活支援・在宅福祉に関する相談について、サービス提供と支援を実施しています。</p> <p>●ふれあい福祉相談センターにおける相談の充実 福祉なんでも相談、こどもすこやか相談、心身障害者相談、家庭なんでも相談、結婚相談、心配ごと相談を実施しています。</p> <p>●地域包括支援センター総合相談・出張相談の充実 高齢者の総合相談について24時間体制での対応と、地域への出張相談を実施しています。</p> <p>●居宅介護支援事業所介護保険相談の充実 介護保険に関する相談に常時対応するため、交代勤務や電話転送による休日及び夜間の対応を実施しています。</p>
今後の方向性	<p>困っている人が気軽に相談できるよう、各種相談事業の内容について充実を図るとともに、地域における相談支援体制の構築を図ります。また、夜間や休日など、いつでも・だれでも・どこでも相談できる体制の構築に努めます。</p>

(4) 職員の資質向上

事業概要／課題	<p>●外部研修への参加 知識・技術の取得、向上に向けて、全国社会福祉協議会や県社会福祉協議会が実施する職員研修や業務別・職種別・テーマ別研修などへの参加を促しています。</p> <p>●職場内研修体制の構築 職員研修委員会を中心に、職場内研修体制を構築しています。また、テーマ別・業務別の自主的な研修を充実するとともに、外部研修等に参加した職員を講師とした、職場内の伝達研修を実施しています。</p> <p>●専門資格取得の促進 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員など、業務上必要な専門資格の取得を促進しています。平成26年度時点では、延べ108人の資格取得状況となっています。</p>
今後の方向性	<p>外部研修への参加及び内部研修の内容充実を図り、職員の資質向上に努めます。また、専門的な相談にも対応できるよう、専門資格取得を積極的に推進します。</p>

(5) 社会福祉協議会の体制整備

事業概要／課題	<p>●経営責任体としての体制づくり 理事会・評議員会を充実し、経営事業体として組織体制を整備し、社会福祉基金の適切な管理を行っています。また、役員研修のほか、理事・評議員の事業への参加を促進し、法令遵守の徹底、適切な財務運営管理、サービス利用者に対する権利保護、財務諸表や事業内容の情報公開、個人情報の保護、リスクマネジメント等組織管理等を実施しています。</p> <p>●介護保険事業の継続 介護保険事業の事業所としては、収益の一部を財源として活用し、地域福祉活動・在宅福祉活動を実施しています。また、地域福祉活動等の推進を目的として、市・県・県社会福祉協議会等に対し、各種補助事業、委託事業の継続を要請しています。</p> <p>●指定管理者の協働 社会福祉協議会、御殿場総合サービス、シルバー人材センターの3者の特徴、能力、ノウハウを生かし、施設・設備保守管理、環境衛生管理、清掃・敷地内営繕管理、防犯・防災・緊急時危機管理について、指定管理者の協働により効率的な施設管理・運営を進めています。</p> <p>●自主財源の確保 バザー機器貸出事業、介護用品・福祉機器斡旋販売事業等を実施しています。また、普通会员への住民理解の向上と加入促進に向けて、社会福祉協議会の住民組織としての性格と会員制度の広報・周知を進めるとともに、賛助会員、特別会員については、企業、団体、個人篤志家の加入を促進しています。その他、社会福祉のための一般寄付、老人福祉・交通遺児のための指定寄付活動を実施しています。</p> <p>●職員体制の整備 計画に基づいた事業を展開するため、職員配置、事務・業務分担の適正化に努めるとともに、各事業部門の代表者による代表者会議・連絡会等を実施し、部門間の連携強化、事業実施にあたっての共通認識を高めています。また、事務処理委員会や研修委員会、環境委員会を実施し、職員の主体的な活動により業務改善を進めています。</p>
今後の方向性	<p>各種事業等は採算性の確保・運営の適切化を進めるとともに、住民の参画を得て事業を推進するため、各種の委員会や連絡会、実行委員会など、事業規模や必要に応じて設置します。</p> <p>また、職員の適正な人員の確保を継続するため、雇用管理、賃金管理、安全衛生管理等の人事労務管理の充実と処遇の改善を進めるとともに、財源確保に向けて、窓口での受付の他に、募金箱の設置や銀行振込など、住民が寄付をしやすい手段を検討して実施します。</p>

2 情報提供体制の整備

(1) 社協だよりの発行継続

事業概要 ／ 課題	<p>●読みやすい紙面づくり 情報の種類、内容、レイアウト等を吟味するなど、読みやすい紙面づくりについて検討を行っています。</p> <p>●住民参加の紙面づくり 取材や記事の作成について、児童・生徒を含め多様な世代の住民参加・協力を得る体制を整えるよう、地域福祉、ボランティア、福祉教育等の関連記事について、投稿・寄稿を呼びかけています。</p>
今後の方向性	<p>必要な情報が必要な人に届くよう、見やすさや読みやすさに配慮した紙面づくりを進めていきます。また、住民が身近に感じる紙面となるよう、紙面づくりに住民や各種団体等の積極的な参加を呼びかけ、住民参加を促進します。</p>

(2) インターネットの活用

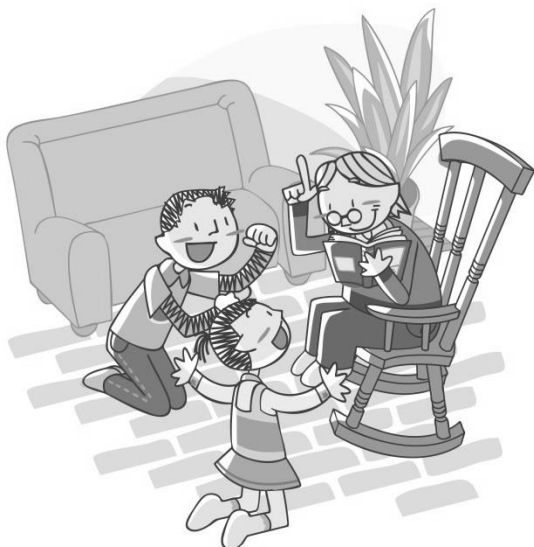
事業概要 ／ 課題	<p>●インターネットの活用促進 社会福祉協議会ホームページを活用し、実施事業の情報提供を行っています。また、地域福祉推進委員会、ボランティア団体など、住民の協力により実施している活動の情報提供を行っています。</p>
今後の方向性	<p>ブログ等の導入により更新頻度を増加し、タイムリーな情報提供に努めます。また、各種団体の活動状況等の情報提供を行い、活動のPRの場として活用していきます。</p>

(3) 多様な媒体での情報提供の研究

事業概要 ／ 課題	<p>●御殿場市社協活動の作成・配布 年度ごとの事業報告書として、「御殿場市社協活動」冊子を作成し、配布しています。</p> <p>●情報提供方法・手段の研究 効果的な情報提供方法の研究のため、他自治体や団体における情報提供方法や手段について調査を行っています。</p>
今後の方向性	<p>情報提供手段の研究を継続するとともに、サービスや支援を利用したい人が、適切に利用できるよう、社会福祉協議会が提供する各種の地域福祉・在宅福祉サービスについて利用の手引きの作成を検討していきます。</p>

(4) 福祉情報格差を軽減するための取組みの推進

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none">●情報格差の是正 地域福祉推進委員や関係ボランティア団体、福祉関係施設・機関等を通じて、利用者・家族・住民に情報を提供しています。また、市広報ごてんば、地域や区・福祉施設・団体等の広報紙へ情報掲載されるよう、情報発信を行っています。●多様な情報提供手段の検討 無線放送・新聞・ケーブルテレビなど、多様な手段により情報を提供しています。
今後の方向性	情報格差の是正に向けて、既存のあらゆる媒体や関係機関を通じた情報発信方法を継続します。また、広告やフリーペーパー（無料紙）など、新たな情報発信方法についても検討していきます。



3 ニーズに応じたサービスの提供

(1) 市民交流センター利用者ニーズに沿ったサービス提供

事業概要／課題	<p>●利用者の意見・要望の把握 日常の受付・接客・相談業務、利用者意見箱（施設内・ホームページ上）、自主事業の参加者アンケート等の方法により、利用者の意見・要望を把握しています。また、把握した意見・要望を反映し、自主事業の充実や管理運営体制の改善を図っています。生涯学習・教養講座（寿大学・シルバー大学院等）などを実施しており、平成 26 年度には 10 講座を実施しました。</p> <p>●施設の充実 利用者の利便性や安全性を高めるため、施設の修繕・改修や器具・備品の整備・充実を図っています。</p>
今後の方向性	利用者のニーズに沿ったサービスを継続できるよう、今後も継続して利用者のニーズ把握に努めるとともに、要望に沿った改善を行い、利用者の満足度向上に努めます。

(2) 地域包括支援センター菜の花事業の充実

事業概要／課題	<p>●地域包括ケアシステムの構築 地域包括ケアシステムの構築と、高齢者の自立した生活の継続を目的に、介護予防プラン作成・サービス調整・評価等の一連の援助を行っています。平成 26 年度には介護予防プランの作成件数が 838 件となっており、年々増加しています。</p> <p>●住民への周知 各区のサロン・出張相談、広報紙の発行等を通じて、介護予防活動や地域包括支援センターの周知を図っています。</p> <p>●各種教室・プログラム等の実施 地域のふれあいいきいきサロン等において健康相談や介護予防プログラムを提供しています。出張相談回数を年々増加しており、平成 26 年度には 43 回実施しています。また、介護予防教室には 156 人の参加があり、介護予防への関心が高まっている状況にあります。</p>
今後の方向性	地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関と協働連携し、地域における高齢者への総合的・継続的な支援活動の充実に取り組みます。認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し、認知症への理解を深めるための普及、啓発を推進します。また、特に高齢化率の高い玉穂地域や高根地域においては、高齢者見守り支援ネットワークの構築や充実を重点的に実施していきます。

(3) 居宅介護支援事業の充実

事業概要／課題	<p>●適切な介護サービスの実施 利用者や家族のニーズに合わせて保健・医療・福祉サービスが利用できるよう、適切な介護サービス計画を作成しています。また、計画に基づいたサービスの提供・確保のため、事業者、介護保険施設との連絡調整を行っています。利用者数は年々増加傾向となっており、平成 26 年度には 2,720 人の利用がありました。</p>
今後の方向性	地域における各事業者・施設との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。また、利用者やその家族の要望に応えるとともに、過度なサービス供給とならないよう、適切なサービス計画の作成に努めます。

(4) 訪問介護事業の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●適切な介護サービスの実施 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行っています。また、障害や身体状況に応じたサービスの提供を行い、利用者本人の持っている能力を引き出し、心身機能の維持、自立に向けた援助を行っています。平成 26 年度は介護保険事業で延 5,552 回、介護予防事業で延 1,256 回、障害者居宅事業で延 1,043 回の利用がありました。やや減少傾向にあるものの、今後の高齢化により利用ニーズの高まりが予測されます。</p>
今後の方向性	<p>地域における各事業者・施設との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。また、利用者やその家族の要望に応えるとともに、自立支援につながるよう、適切なサービスの提供に努めます。</p>

(5) 通所介護事業の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●適切な介護サービスの実施 利用者一人ひとりの介護度や身体状況に合わせて、生活上の世話及び機能訓練、及び利用者家族の介護負担の軽減のための援助を行っています。平成 26 年度は、通所介護で 6,187 回、予防通所介護で 600 回の利用がありました。やや減少傾向にあるものの、今後の高齢化により利用ニーズの高まりが予測されます。</p>
今後の方向性	<p>地域における各事業者・施設との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。また、利用者やその家族の要望に応えるとともに、過度なサービス供給とならないよう、適切なサービスの提供に努めます。</p>

(6) 生活介護事業所あけぼのの運営

事業概要 ／ 課題	<p>●適切な介護サービスの実施 身辺処理の自立と家庭介護の軽減及び療育の充実に向けて、利用者の状況に応じた個別の生活訓練、機能訓練、情操訓練、社会集団訓練等を実施しています。平成 26 年度は、日中一時支援の利用が延 620 人となっており、延利用者総数は 3,331 人となっています。日中一時支援の利用はやや減少傾向であるものの、利用者総数は横ばい傾向となっています。</p> <p>●サービスの向上 利用者のサービス向上のため、訓練室や多目的室、相談室、入浴設備などの施設整備の充実を図っています。また、県及び市町と必要な協議を行い、事業認可の取得、運営体制の整備、適正化を進めています。</p>
今後の方向性	<p>本人や家族のニーズに応えた適切なサービスの提供に努めるとともに、法律や国・県の動向を見極めて対応していきます。</p>

(7) ふれあい会食会の実施

事業概要 ／ 課題	<p>●ふれあい会食会の実施 ふれあい会食会を通して、参加者同士の仲間づくりや食生活の改善に努めています。平成26年度には参加者が911人、うち新規参加者が7人と、増加傾向となっています。</p> <p>●ボランティア参加の促進 事業内容の充実を図るとともに、中学生やボランティア団体などの参加を促し、参加者との交流を図っています。平成26年度には43人の中学生と、130人のボランティア参加があり、増加傾向となっています。</p>
今後の方向性	参加者の拡大を図り、孤独感の解消に努めていきます。また、中学生やボランティアの参加についても積極的に協力要請し、理解の促進を進め、交流の場としての活用に努めます。

(8) 在宅介護機器、福祉機器の利用促進

事業概要 ／ 課題	<p>●車椅子貸出事業 在宅要介護者等への車椅子貸出事業を実施しています。平成26年度には217件の利用となっています。</p> <p>●介護機器、福祉機器の照会・斡旋販売 介護機器、福祉機器の展示コーナーを設置し、紹介・斡旋販売を実施しています。平成26年度には37件の利用となっており、年々減少傾向となっています。</p>
今後の方向性	利用したくても利用できない人が発生しないよう、サービス・事業の周知を図り、利用の促進を図ります。

(9) 福祉車両貸出事業の充実

事業概要 ／ 課題	<p>●自主的な運営支援 運転ボランティアたんぼぼの定例会や学習会など、自主的な運営を支援しています。</p> <p>●新規養成 運転ボランティア活動者の新規養成のため、講習会の実施を行っています。また、福祉有償運送協議会への参加継続など、民間有償運送サービス提供者との連携を進めています。</p>
今後の方向性	高齢化を迎え、各種活動の活性化に向けては移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、民間業者との連携を強化し、事業の継続を図ります。また、学習会や講習会などを積極的に支援し、新規ボランティア活動者の養成に努めます。

(10) サービスの質の向上

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none">●連携体制の構築 関係市町、介護・福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携による総合的なサービスの提供を実施しています。●適切なサービスの実施 利用者、家族との連絡を密にし、利用者の心身の状況や生活状況に合わせた適切なサービスを実施しています。●サービスの質の向上 常に良質なサービスを提供するため、職員の研修体制の充実を図り、資質向上に努めています。また、サービスに対する自己評価、利用者評価、第三者評価を実施するなど、サービスの質の向上、業務改善を進めています。
今後の方向性	地域で総合的なサービスの提供が行えるよう、地域における保健・医療・福祉サービスとの連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。また、本人や家族のニーズに応えた適切なサービスの提供に努めるとともに、各種研修の充実や評価体制を活用し、質の向上に努めます。



4 支援が必要な人への柔軟な対応

(1) 生活困窮者自立支援事業の実施

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●専門相談員の配置 生活困窮者の自立を支援するため、寄り添い支援室を設置し、専門相談員を配置しています。 ●関係機関との連携 制度の適切な運営、離職者支援のため、福祉事務所、ハローワーク、県社会福祉協議会との連携を図っています。
今後の方向性	生活困窮者の増加が近年での社会問題となっていることから、専門支援員の配置・支援室の設置を行い、各関係機関との連携を強化し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。

(2) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の継続

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●専門員・生活支援員の質の向上 専門員・生活支援員を対象とした研修会に参加するなど、業務実践力の向上を図っています。 ●関係機関との連携 潜在的なニーズの把握、サービスの適切な運用と提供のため、関係機関との連携を図っています。
今後の方向性	利用者のニーズに沿ったサービスを継続できるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、担当者の質の向上に努めます。

(3) 生活福祉資金貸付事業の実施

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●担当人員の配置 担当人員を配置し、利用相談、申請手続等を行っています。 ●関係機関との連携 制度の適切な運営のため、県社会福祉協議会との連携を図っています。
今後の方向性	担当人員配置の充実を図り、支援の円滑化と充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、制度の適切な運営に努めます。

(4) 小口資金貸付事業の充実

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●事業内容の検討 支援が必要な方に対し、適切な資金貸付を行っています。 ●関係機関との連携 借受人の自立や生活再建に向けて、民生委員児童委員等との協働により、支援を行っています。
今後の方向性	支援が必要な方に対し、より適切な資金貸付が行われるよう、関係機関との連携を強化するとともに、貸付の条件等事業内容を検討していきます。

(5) 低所得世帯の支援

事業概要 / 課題	●歳末たすけあい配分金給付事業 共同募金財源により、歳末たすけあい配分金給付事業を行っています。市内の支援を必要とする方々が新たな年を迎える時期に安心して暮らせるよう、見舞金として給付しています。平成 26 年度は 230 件、4,603,000 円の実施実績があり、やや減少傾向となっています。
今後の方向性	支援が必要な人に適切な支援が行われるよう、関係機関との連携を強化するとともに、事業の周知を図っていきます。また、新たな配分先として、参加者が広域化している子育てサロン等の地域福祉活動への事業費助成を行い、配分対象を拡大します。

(6) 準要保護家庭児童の支援

事業概要 / 課題	●準要保護家庭児童への入学祝金支給事業 共同募金財源により、準要保護家庭児童への入学祝金支給事業を行っています。市内の準要保護家庭の児童が小学校に入学する際に、祝い金として給付しています。平成 26 年度は 59 人、1,180,000 円の実施実績があり、横ばい傾向となっています。
今後の方向性	支援が必要な人に適切な支援が行われるよう、関係機関との連携を強化するとともに、事業の周知を図っていきます。

(7) 罹災世帯の支援

事業概要 / 課題	●災害・火災等の災害見舞金支給事業 共同募金財源により、災害・火災等の災害見舞金支給事業を行っています。火災、風水害などの災害により自ら居住する家屋について被害を受けた市内に住所を有する人に見舞金を支給しています。平成 26 年度は 1 件の実施実績となっています。
今後の方向性	支援が必要な人に適切な支援が行われるよう、関係機関との連携を強化するとともに、事業の周知を図っていきます。

(8) 旅費欠者の支援

事業概要 / 課題	●旅費欠者援護費支給事業 共同募金財源により、旅費欠者援護費支給事業を行っています。旅費が欠乏した方に対し、JR 運賃の切符を支給しています。平成 26 年度は 7 件、3,340 円の実施実績となっています。
今後の方向性	支援が必要な人に適切な支援が行われるよう、関係機関との連携を強化するとともに、事業の周知を図っていきます。

5 福祉ネットワークの充実

(1) 身近な生活圏域でのネットワークづくり

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●住民ネットワークづくり サロン活動や世代交流活動など、集会型の活動をきっかけとして、参加者同士の住民ネットワークづくりを行っています。 ●関係団体ネットワークづくり 地域福祉活動と区・公民館、地域団体の活動の協働事業や連携した活動を通して、関係者同士のネットワークづくりを行っています。また、既に地域にある多様な活動団体・組織内部の人的ネットワーク同士のつながりづくりを支援しています。 ●活動団体間ネットワークづくり 地域福祉活動や区・公民館・地域団体の活動などの地縁を軸にして展開される活動と、ボランティア・NPO・当事者団体等の目的やテーマに沿って展開される活動の相互のネットワークづくりを行っています。
今後の方向性	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、御殿場市が設置する「協議体」に積極的に参画します。また、地域での強固なつながりが必要となっていることから、ネットワーク化を図り、それぞれ持つ情報やノウハウの共有、活動の相互支援・協働を進めます。また、地域の福祉課題の予防や早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。</p>

(2) 生活課題や福祉課題に応じたネットワークへの参画・協働の充実

事業概要 ／ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を支援するネットワークづくり 高齢者見守りネットワーク、認知症サポーター活動等高齢者を支援するネットワーク・活動との協働を図っています。 ●障害者を支援するネットワークづくり 障害者自立支援協議会、地域連絡調整会議等、障害者を支援するネットワーク・活動との協働を図っています。 ●子どもを支援するネットワークづくり 子ども家庭センター、子育て支援センター、家庭児童相談室等子育て支援・児童福祉機関との協働を図っています。 ●支援を必要とする人を支援する総合的なネットワークづくり 福祉施設協働事業の継続など、福祉施設との連携・協働を図っています。
今後の方向性	<p>各対象や課題に応じたネットワーク化を図り、それぞれ持つ情報やノウハウの共有、活動の相互支援・協働を進めます。また、生活困窮や認知症高齢者の増加など、新たな生活課題や福祉課題に応じてネットワークの構築を図っていきます。</p>

(3) 共通する課題に対応した活動・ネットワークへの参画・協働の充実

事業概要／課題	<p>●新たな福祉課題に関する周知 児童虐待や高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス、消費者被害、権利侵害などの近年表面化してきた新たな生活課題に対する早期発見や相談機関・支援機関への連絡・通報等について、住民の理解と協力が進むよう関係機関と連携して周知を進めています。</p> <p>●関係機関との連携 社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業と成年後見制度利用支援事業実施機関との連携の充実を含め、関係する相談窓口、支援機関との協働を図っています。</p> <p>●ネットワークの構築 複数の課題を抱えた個人・世帯・団体への総合的な支援が行われるよう、それぞれの活動・ネットワーク同士の連携・協働を図っています。また、それぞれの活動・ネットワークが、日常的、非常時、災害発生時等状況に応じて適切に展開されるよう、相互の情報交換と調整を行っています。</p>
今後の方向性	<p>生活困窮や認知症高齢者の増加など、新たな生活課題や福祉課題に関する情報提供を行い、住民の理解を促進します。また、各課題に応じたネットワーク化の強化を図り、それぞれ持つ情報やノウハウの共有、活動の相互支援・協働を進めます。</p>

(4) 小地域ネットワーク活動*9の普及

事業概要／課題	<p>●地域住民への周知・啓発 小地域ネットワーク活動の必要性や、その効果について地域住民への周知を図り、小地域ネットワーク活動の実施に向けた啓発を行っています。</p> <p>●関係機関との連携 区自治会や民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会、障害当事者の会など、地域の各種団体と連携し、支援を必要とする方の情報の共有を図っています。</p>
今後の方向性	<p>孤独死や虐待など様々な地域問題が発生している中、その予防や早期発見に向けては日頃から見守りが重要であることについて周知を行い、地域住民の自主的な活動（小地域ネットワーク活動）を促していきます。</p>

(5) 地域公益事業への取組み

事業概要／課題	<p>●社会福祉法人との連携 社会福祉法人の地域における公益的な取組みの責務を果たすため、市内の社会福祉法人との連携を図っています。</p>
今後の方向性	<p>連携の強化を図り、必要な情報の交換や共有を行うなど、ネットワーク体制の構築を図ります。</p>

*9 小地域ネットワーク活動

地域で支援を必要とする一人ひとりに対して、近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開する活動のこと。

第4章 計画の推進に向けて

1 御殿場市との定期協議の開催

本計画は、御殿場市の「地域福祉計画」との整合性と役割分担について協議し策定されました。今後もこうした協議は必要なものであることから、御殿場市と御殿場市社会福祉協議会の両方の計画の推進のため、定期的な協議の場を設け、計画の推進を図ります。

2 地区懇談会の継続的な開催

御殿場市社会福祉協議会は、従来から「地区懇談会」の開催を重視して取り組んできました。この取り組みを通じて、地域住民の主体的な地域福祉活動の展開が期待されることから、継続的な開催を行っていきます。

また、継続的な開催を通じて、小地域ネットワーク活動や地区社会福祉協議会の活動の発展につながることを目指します。

3 計画の評価・検証

本計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加した策定懇話会等の意見をもとに「だれもが住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念とし、それを達成するために、地域において取り組むべきことや社会福祉協議会で実施していくことについて定めた計画になります。

施策の進捗状況について、参加人数や件数などの増加・減少などの量的評価だけでなく、関係する住民や団体などへのアンケートやヒアリングなどを行い、その有効性の確認を行っていきます。また、そこから抽出された課題については、分析を進め、取り組みへの必要な見直しや改善を行い、効果的に事業を展開していきます。

IV 資料編

資料編

御殿場市地域福祉計画策定懇話会要綱

平成 22 年 2 月 12 日

告示第 32 号

(趣旨)

第 1 条 御殿場市地域福祉計画の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、御殿場市地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇話事項)

第 2 章 懇話会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 地域福祉の課題に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉に関すること。

(参加対象者)

第 3 章 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者（以下「構成員」という。）16 人をもって構成する。

- (1) 各種団体に属する者
- (2) 福祉又は教育関係者
- (3) 知識と経験を有する者

(構成員)

第 4 条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

- 2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇話会に、座長及び副座長 1 人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第 6 条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 構成員（第 3 条第 1 号の者に限る。）が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 懇話会は、公開とする。

(謝金等)

第7条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

御殿場市地域福祉計画・御殿場市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定懇話会委員名簿

役職	氏名	所属団体・組織名等
座長	杉山元治	高根地域福祉推進委員会
副座長	勝間田徳子	婦人会連絡協議会
委員	田代勇夫	御殿場地域振興推進協議会
委員	勝又道夫	富士岡地域福祉推進委員会
委員	長田忠造	原里地域福祉推進委員会
委員	内田雅典	玉穂地域福祉推進委員会
委員	石田澄夫	印野地域福祉推進委員会
委員	山崎隆市	民生委員児童委員協議会
委員	芹澤高雄	区長会
委員	鈴木功	老人クラブ連合会
委員	細谷純一	P T A連合会
委員	青木元広	校長会
委員	勝又順子	園長会
委員	稲葉章浩	包括支援センター
委員	小宮山なほみ	ボランティア連絡協議会
委員	加藤朝久	身体障害者福祉会

(敬称略)

御殿場市
第3次地域福祉計画
(社福)御殿場市社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画

発行 平成 28 年 3 月

編集 御殿場市 健康福祉部 社会福祉課
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483
電話 0550-82-4136 F A X 0550-84-1046

社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会
〒412-0042 静岡県御殿場市萩原 988-1
電話 0550-70-6801 F A X 0550-89-5501



御殿場市
(社福) 御殿場市社会福祉協議会